

**「RI・研究所等廃棄物処理処分の基本的
考え方について案
(平成10年2月5日、原子力委員会原子力バ
ックエンド対策専門部会)」
に対する意見(寄せられたご意見をそのまま
タイプしたもの)**

番号	No. 1
概要	
『R1・研究所等廃棄物処理処分の基本的考え方について』の現行処理法では焼却、セメント固化程度までで、プラズマ溶解による無害固形物化について触れていないのは拙い。	
意見	
既に30年前からソ連、東ドイツにおいてプラズマの鋼材切断や溶融技術は世界的に一日の長があった。 三菱重工や三井造船は早速その技術を導入し、造船用鋼板の中間、厚板の切断に採用し、プラズマによる切断技術は日本全土の造船所に波及したことは衆知の事実である。プラズマの応用は厚板の溶接にも波及、さらに溶融から溶解へも拡大した。 最近、ダイオキシンをはじめ、医療用針、ガラスなど全ての医療廃棄物関係の処理処分には、最も本命としてプラズマが採用されている。 ダイオキシンを含む灰、注射針、ガラス、医療用衣服類など全てを一括溶解し、無害化し、固形物化するシステムは全国病院、研究所をはじめ、製品系化学会社などに逐次実用されるべく、研究、実験、実用の各段階に到達している。 全国新事業育成委員会・中小企業金融公庫連（東京大手町）では炉内温度を1500℃以上で減圧処理、焼却、溶解、溶融までの工程を可能にする方式に着目し、溶解したスラグをガラス結晶化し、アスファルト、煉瓦、路面材等の原材料とするリサイクル化を実現するため補助金研究に指定し、実現化を促進中である。	

番号	No. 2
概要	
放射線量度による区分で「現行の政令濃度上限値を超える……」（4頁上から7行目、8頁表1など）の表現は理解に苦しむ。何らかの解説なり考え方を加える必要がある。	
意見	
放射線量度区分で、政令濃度上限値以下のR1廃棄物、極低レベル放射性廃棄物あるいはクリアランスレベル以下に相当する廃棄物が大部分であるが、密封罐頭などでは現行の政令濃度上限値を超える低レベル放射性廃棄物やα核種を含む放射性廃棄物が現存し、また今後もし生じると述べられている。 政令で上限値を定めている以上、それを超えるものゝ存在を容認して上限値以下のものと同様の記述は理解し難い。 調査時に政令に違反しているものであれば製造や使用を抑制するのか、現行の政令に問題があり修正する必要があるのか、あるいは従前は使用されなかった核種など新しい知見を活かすため科学的・医学的に判断して許容できる上限値を決めるのか、高レベル放射性廃棄物として扱う方がよいのかなどの考え方を示しておくべきものと思う。 18頁に処分方針と一部基準等の整備について触れられているが、現状では政令とは無関係であっても仕方がないという様な印象を受けた。	
以上	

番号	No. 3
概要	
R1、研究所等廃棄物処分施設の概要の記述であり具体的措置がない。各事業体に設置が一任されており、結果として無責任となる。高レベル廃棄物に準じた組織体制を確立すること	
意見	
R1、研究所等廃棄物処理処分の基本的考え方（案）読まして頂きました。 この案での廃棄物とはなにか、その発生ルート、数量放射性核種、放射能濃度等については理解できましたが人体への危険性については残念ながらよくわかりません しかし昨年7月、高レベル放射性廃棄物の処理法が公表されたように、この問題も緊急必要性的なものであることもわかりました。しかしだからといってこの案が国民に納得がえられるとは思いません。 1) まず第一に報告書案の文章が卒論のようにあるレベル以上の讀者を対象にしており、国民には大変わかりにくい書き方でした。 2) 廃棄物処分場における処分事業の責任のとりかた、処分の役割が技術、適度によって異なり複雑多岐にわたり、実施段階での作業が非常に難しいと考えられる。 動燃東海処理場での火災事故のようなことが起こり得ると考えられるのでもっと系統的・一貫性のある組織を立案すべきである。 3) 処分費用については予算金額も算定されていない。 4) 放射能の減衰に応じた管理を行うとあるが具体的な作業工程もなく理解することは困難である。 5) 処分場について、放射性廃棄物の容量がR1、研究所等あわせると3、6万本になっているが、六ヶ所村の高レベル放射性廃棄物処分施設でさえ3千本の貯蔵施設しかない現状から考えて、どのような処分施設を想定しているのかまったく説明がない。 6) 処分場建設場所の自治体、住民への協力要請について具体的手順が示められておらず責任母体も明確でない 以上の観点からみてこの報告書は当事者には解るかも知れませんが、国民には理解しにくく、具体的実証的に例をあげた報告書に改めて欲しいと考えます。	

番号	No. 4
概要	
意見	
1、加速器の運転に伴って副次的に電磁石等の加速器附属や建屋が放射化される。加速器施設から廃棄される機器、コンクリート等の放射能濃度は一般に極めて低く、その多くは大部分がIAEAで提議されているクリアランスレベル以下である。特に、今後考えられる大型加速器施設等の建設計画を考えた場合、このクリアランスレベルを早急に法の中で位置づけるよう検討をお願いしたい。 2、加速器施設から出される、放射化された電磁石、測定機器等に含まれる核種は原子力施設の場合に比べ短半減期のものが多い。現在、RI協会では保管設備等の制約からこれらの物品の引き取りが必ずしもスムーズに行われていない。そのため、各事業所で保管廃棄設備をつくり保管しているのが現状で、事業所における保管スペースの確保、予算上の問題等から大きな問題となっている。是非、全国的な規模でしかるべき機関が、この様な加速器放射化物の一時保管のための設備を設けることを提議します。また、十分な放射能の減衰を待ち、クリアランスレベルを下回った物については、いわゆる放射性廃棄物から除外する措置を取ることを提議します。 3、高エネルギー加速器施設で放射化される電磁石等は放射性核種の分布が広い範囲に及び廃棄物として考えた場合、多くの物について核種を溶融固化し同じこめた物と同等と考えることが出来る。極低レベル放射性廃棄物で安定なコンクリート等は素通り処分を行うとしているが、この様な放射化金属についても環境等への影響を評価した上でビームダンプや遮断体の一部として有効利用できるようにしてもらいたい。	

番号	No. 5
概要	
R1・研究所等廃棄物の処理処分に対する、国民への周知宣伝活動のあり方について。	
意見	
放射性同位元素（R1）は原子力関係のみでなく、国民の日常生活に深い関係にある。研究所施設や医療機関からの廃棄物として処分されたまま、最終的処分が行われぬまま保管されているため、R1・研究所等廃棄物の処理処分の基本的考え方を、原子力バック・エンド対策専門部会で「原子力発電所等と異なり、小規模事業所からの発生が多いこと・使用形態が混合使用である等、放射性核種の性状が多様等を考慮し、安全かつ合理的処分と、最終処分には監視を含め具体的取組み等を検討」が規定されており、大部分の廃棄物は現在行われている、焼却と圧縮処理後のセメント固量化とし、今後50年間で約21万本と推定されているところから、 第一に、廃棄物に応じた処理処分のために分別管を行うこと。 第二に、環境負荷の低減のため、廃棄物量を減らすことと放射性物質や有害物質は、溶出抑制の安定を行うこと。 第三に、施設処分場の施設や周辺土壌からの生活環境への影響の抑制と監視及び確認の必要があること。 と述べられている。さらに、技術的、制度的に安全保障により、国民の理解が不可欠と絡んでいる。 そこで私は、この事業の内容と計画を国は勿論、事業主体が十分な情報宣伝活動（都道府県等で毎月の刊行物を新聞折込みの形態で各家庭に届ける。緊急のものは、町会を通じて配布・または市町村単位で有線放送で周知する。）を繰り返し、判り易い説明で行うほか、各段階ごとの作業内容や、増設施設に対して、希望者を募り見学させ、安全性を訴えることが有効であると考えます。	

番号	No. 6
概要	
「R1 廃棄物」と、「研究所等廃棄物」とは、性格・内容ともに相当異なるので、できる限り両者を切り放して、それぞれ別に計画するのが望ましい。	
意見	
R1 廃棄物は、研究所等廃棄物とは、性格・内容ともに相当異なり、したがってその処理処分の方法も相当異なると考えられるので、それぞれ別に計画するのが望ましい。すなわち、R1 廃棄物は6000を超える事業所から発生すること、多くのものは極めて放射能レベルの低い廃棄物であること、また半減期が短い核種を含む廃棄物が相当な比率を占め、この部分を分けて長半減期のものとは別の処理処分方法を取ることが容易であること、またα線放出核種を含む廃棄物を発生する事業所も少なく特定でき、そのような廃棄物を分けて保管しておくことも、容易にできること等の特徴がある。一方、研究所等廃棄物は「原子炉等規制法」のもとで研究等を行っている施設からの廃棄物であり、その発生源となる事業所の数はR1廃棄物発生源のそれに比べて、少なく（約160）、しかし廃棄物の量は廃棄体数として約5倍程度になると予想されている（約101万本対約21万本）。また、これには多少とも長半減期α線放出核種を含む。このように両廃棄物の性格・内容は相当に異なり、その処理処分に関する考え方もかなり異なったものになる可能性が高い。 R1廃棄物には相当な知識・経験・勘見を持つ方であっても、研究所等廃棄物については必ずしも十分な知識等をお持ちでない方もおられるのではないかと。今後、具体的に処理・処分方法を検討して行くにあたってはそういった専門的知識・経験が一層重要になってくると考えられる。両廃棄物の具体的な検討に入っていく前には、是非、それぞれに十分な知識・経験等を持つ方選を委員として入れ、現状に十分即した、またバランスのよく取れた処理処分の方法を提案されるよう願う。ただ両者は決して無関係ではないので、最終的には、両者の処理処分策について比較検討し、微調整を行う必要がある。	

番号	No. 7
概要	
「RI 廃棄物」のうち、可燃性固体廃棄物については、一定条件のもとで、一部の使用事業所についてはその事業所から出るものを焼却処分できるよう改める。	
意見	
RI 廃棄物については、低レベル放射性廃棄物とクリアランスレベル以下のものについて、現行のように、日本アイソトープ協会が管理することは、無駄な経費・労力であると思われる部分が相当にある。現行の RI 廃棄物のうち、使用事業所内で焼却処分が行われているものに、一定の核種を一定濃度未満で含む有機廃液がある。 今後、これと同様に、固体廃棄物であっても、可燃性であり一定の核種を一定濃度未満でしか含まない RI 廃棄物は、使用事業所内の管理区域内で焼却処分し、残灰等は、嵩めていわゆる「廃棄体」として、この部分のみ日本アイソトープ協会に引き渡すなどの方策を採るのが望ましい。 ただし、言うまでもなく、このような処分を行うに当たっては、行おうとする事業所はしかるべき条件を整えた上で、科学技術庁の許可（承認）を申請し、許可（承認）をあらかじめ得なければならない。 なお、一定核種・一定濃度未満との具体的な条件については、今後委員会等で検討すべき課題であるが、たとえば、現行の放射性有機廃液とはほぼ同じレベルの内容とするのは一策である。また、短半減期の核種のみを含むような廃棄物を、その減衰を確認した後、焼却の対象とすることも一案と考える。	

番号	No. 8
概要	
RI 廃棄物の処理・処分は国際的なプロジェクトとして取り組み、この分野の世界的リーダーになることを図む。原子力の平和利用を促進するためにも、より合理的なクリアランスの導入を期待する。	
意見	
1. 国際的なプロジェクトとしての取り組み 一般・産業廃棄物の処分が緊急課題となっている現在、RI 廃棄物の処分については国家の最優先課題として取り組んでももらいたい。その理由は、①原子力発電への依存は今後も高まり、原子力関係からの廃棄物は増加する、②RI 廃棄物に対する処理費用負担は一般の廃棄物に比べて理解を得やすい、③今後アジア地区をはじめ発展途上国で原子力発電が普及し RI 廃棄物が増加する、④RI 廃棄物処理技術は産業廃棄物処理に適用できるなどである。 我が国の先進的な技術を結集すれば、世界でトップクラスでしかも安全性の高い処理・処分技術を実用化できると考えられるので、国家プロジェクトとして位置付け大規模な予算を投入することを要望したい。 2. 世界のリーダー役 今後、①発展途上国でも RI 廃棄物が増加すること、②先進国でも原子力の廃止処理が始まること、③原子力発電の規模が拡大することなどを考えると、RI 廃棄物の処理は世界的な規模での緊急課題となる。わが国はこの分野で世界の推進役になることが期待されていると同時に我が国の産業を活性化させることにもなる。 3. クリアランスの導入 RI の管理においては、「合理的な廃止」が特に重要であり、原子力の平和利用において将来の健全な発展を促すためにも、ぜひクリアランスの導入を強力に進めていただきたい。従来はどうかすると感情的な議論が先行してきたが、今や理性的で合理的な議論をする時期に来ている。この点において、情報の公開と PA が重要になるので、関係機関の協力を期待する。 （文書の修正検討依頼） 頁 4 の上から 8 行目 Co-60 の半減期が「数年以下」と読み取れる表現になっているが、Co-60 の半減期は 5 年であり修正が必要。 以上	

番号	No. 9
概要	
意見	1. 例えばp.11の5. にもでておりますが、「現行の指令濃度上限値を超える低レベル・・・TRU核種を含む・・・ウラン・・・」これらの廃棄物は、各の処分方針に準じて基準等の整備を順次実施する必要があります。としてますが、I.R. 研究所廃棄物に含まれるこれら除外廃棄物は量的には少ないと思われますので、別途基準等を整備するのではなく、これら「現行の指令濃度上限値を超える低レベル・・・TRU核種を含む・・・ウラン・・・」廃棄物と一緒に扱う（一緒に混ぜて処分してしまう）方が合理的だと思います。発生元責任の原則は重要ですが、ある程度柔軟な対応も必要なのではないでしょうか？ 2. 「TRU核種を含む廃棄物」が至る所に出てきますが、「・・・約1 GBq/t・・・」なる説明があるところはよいのですが、そのことを特に「定量化」している記述は無かったように思います。あいまいな表現に感じます。

番号	No. 10
概要	クリアランスレベルの早急な設定による放射性廃棄物の不必要な増大の防止を要望する。
意見	固体廃棄物についてのクリアランスレベル、いわゆるすそ切りの早急な導入を要望する。現在これがないために半減期の点から見て、測定上でも計算上でも放射能が全くバックグラウンドレベルと変わらないものまで、放射性廃棄物として処理しなければならない。これは費用の点からも、放射性廃棄物の処理処分の点からも全く無駄なことであり、国家的損失を招いている。 ただらと検討するのではなく、早急にクリアランスレベルの導入をはかり、それに合わせて、廃棄体中の放射能濃度等の確認方法の確立について直ちに進めてほしい。今までむしろ遅きに失している。

番号	No. 11
概要	
排出者への処分費用負担の問題	
意見	
現在アイソトープ協会が引き取っている廃棄物の費用が高く、特に大学ではその費用の捻出に苦労している。この上さらに処分費用まで排出者が負担するとなると、その費用がさらに高くなり、現状のままでは負担に耐えきれなくなる恐れが高い。 このことが遂に大学等で現在バイオサイエンス分野において最よく使われているアイソトープ利用の足かせとなり、この分野の第一線の研究の発展を阻害することにもなりかねない。 排出者が処分費用を負担するというのにはある意味では仕方がないが、それには大学等への財政的支援無しには現実には困難であろう。 これについては特に小規模施設が多い大学等の機関の関係者——例えば大学等放射線施設協議会——も処分に関する検討に参加して意見を述べるような組織を作ってほしい。	

番号	No. 12
概要	
大学教育、医学臨床分野等での放射性同位元素の利用頻度が、これらの利用によって生じる廃棄物の処分が一回となって減少している現状を鑑み、処分の実現が望まれる。	
意見	
原子力の利用が身の回りに多々あるにもかかわらず、高校・大学教育で、電離性による宇宙線の捕捉実験、放射性同位元素を用いた実験等、原子力の基礎知識に係る教育が、放射性廃棄物の処分が困難であるとの理由で行われなくなっている。このような状況では、将来を担う若手研究者、実務者の確保ができなくなり、原子力の利用に大きな障害となると考えられる。 また、医学の分野では、診断・治療に一部利用されているものの、臨床分野では実験後の廃棄物を処分する場所が確保されていないとの理由で、放射性同位元素を用いた臨床実験が行われなくなっている。放射性同位元素や放射線を用いた診断・治療は、今まで物理的・化学的治療法でしか対処できなかった病気に対し、有効性を示しており、将来、いろいろな病気に対して有効な方法に成り得ると期待される。 原子力の利用分野の広がりが期待されるにもかかわらず、その利用により生ずる廃棄物の処分がネックとなって利用が制限されることは、好ましい状況ではなく、廃棄物の処分の道が開かれることが望まれる。	

番号	No. 13
概要	
	R I・研究所等廃棄物の中には、放射能濃度が低いものが多く含まれており、これらの廃棄物を合理的に処分できるような法体系の設定が望まれる。
意見	
	R I・研究所等廃棄物の中には、放射能濃度が低いもの、例えば、診断のために人間に放射性同位元素を注射した後の注射器は、人体への影響はないものと判断される。しかしながら、これらの注射器も現在、放射性廃棄物として取り扱われている。 一方、このような注射器も放射線学的性質を除くと産業廃棄物と同じ性質のものであると考えられる。この点を考慮して当該報告書では廃棄物処理法を念頭に入れていることは問題ないと考えられる。しかしながら、現行の廃棄物処理法では、放射性物質を含むものは対象としておらず、このままでは上述のような廃棄物は、対象とはならないと考えられる。また、廃棄物処理法では、処分した廃棄物は自然の浄化力により、自然に戻すという思想から出発しており、根本的な思想が放射性廃棄物の処分とは異なっていると考えられる。 したがって、以上の事情を考慮して、原子力の法体系の中で R I・研究所等廃棄物の処分が完結するような合理的な法体系の設定が望まれる。

番号	No. 14
概要	
	処理処分の基本的考え方は賛成です。
意見	
	後世に負の遺産を残さない様、R I 廃棄物をため込まず、発生の都度適切に処理する必要性を痛感しております。 それを推進するための基本的な考え方は賛成です。多くの障害があると思いますが、くじけずに信念を持って積極的に進めてもらいたいと思います。

番号	No. 15
概要	
R1廃棄物において放射能がわずかでも検出されれば、産業廃棄物と同様の処分とすべきではないと思います。	
意見	
1. 「クリアランスレベル以下のものは有効利用又は産業廃棄物と同様の処分」とありますが、放射能が検出されるものを産業廃棄物と同様の処分とするのは反対です。国民の理解・賛同が得られないと思います。 2. 逆に、放射能が検出されない廃棄物はR1廃棄物ではなく、産業廃棄物として処理すべきであると考えます。 3. 医薬品の安全性を調べる試験の一つである薬物動態試験では3H又は14C標識化合物を高経動物に投与して体内での薬の動きを調べます。この業務で発生するR1廃棄物には放射能が検出されないものがあります。例えば、排気施設のフィルター（この業務で排気施設から排出されるR1は動物体内で代謝を受けた3H-水、14C-二酸化炭素であり、これらのR1は単にフィルターを通過するだけなのでR1汚染は起こらない）、動物死体、紙などの焼却灰（3Hは水、14Cは二酸化炭素となり、灰には放射能は残らない）、古くなった実験台・実験器具（洗えば落ちる場合が多い）など、いずれも液体シンチレーションカウンターなどで測定しR1が検出されなければ産業廃棄物とすべきであると考えます。 4. このことにより、薬物動態試験で発生するR1廃棄物の50%前後は削減できると推察されます。	

番号	No. 16
概要	
R1廃棄物の最終処分にに向けての制度化および最終処分事業の立ち上げは、社会的な不安材料を緩和し、R1利用が促進され、それによって社会が受ける恩恵が増すと考えられる。	
意見	
現在、R1作業によって発生したR1廃棄物の処分には、事業所内にて保管するか、廃棄業者（R1協会）による引き取りの2通りである。 事業社内にて保管している廃棄物は、現在引き取りが不可能なものが大半であり、これは顧客を続けている限り増え続け、保管場所の手当のため、顧客に支障をきたす恐れがある。 保管せざるを得ないR1廃棄物は、R1量による制限よりも、むしろ廃棄業者での処分が出来ない性状のもの（有機溶剤等）や、容量が大きすぎるものである（放射化物質等）。 R1の取扱いは現行の規制等により、事業所ごとに十分管理運用されており、廃棄物の性状に関しても十分把握できていると考え、性状に適した処分法の導入は容易であると考えます。 R1廃棄物の処分方法の確立は、社会に影響を与えている不安材料を緩和し、R1利用が促進され、それによって社会が受ける恩恵が増すと考えられる。 よって、R1取扱い事業所の負担が過大にならない、R1廃棄物の合理的な最終処分のための事業体の早期設立を強く求める。	

番号	No. 17
概要	
	バックエンドにおけるクリアランスレベルの適用は、R1廃棄物を合理的に処分する上で不可欠な概念と考える。
意見	
	放射性医薬品を扱っている製造所、医療機関においては、寿命の短い短半減期R1が大部分を占めているが、利用の継続生じたR1汚染廃棄物は全てR1廃棄物として扱われる。 しかし、これらの廃棄物は一定期間保管（減衰）することにより自然レベルまたは、R1として扱うべき法定基準値以下となる。 特に、初来利用が益々増えることが予測されるポジトロン核種については、その日のうちにほとんど消滅してしまうと言っても過言ではない。 これらの廃棄物を本来管理すべきレベルの廃棄物と同様に扱うことは、R1使用量の増加に伴い、いたずらに廃棄物量を増やし、使用者側、廃棄物処理者側双方にとって処理負担が増加する事になる。 このことは、R1利用促進によって受ける恩恵を阻害すると考える。 また、加速器施設や原子炉施設において、今後施設の更新等が行われることが予測される。 これらの際、大量に発生する経歴構造物において、クリアランスレベルの適用は、本来管理すべきR1廃棄物量を大幅に減らし、クリアランスレベル以下の廃棄物（鉄筋、コンクリート）のリサイクル化が可能となる。 施設解体時に生じるR1廃棄物量が減少することは、使用者側、処理者側双方にメリットがあるだけでなく、一般社会、環境にとって放射性廃棄物として管理すべき負担量を合理的に減らすことができると考える。 すなわち、バックエンドにおけるクリアランスレベルの適用は、R1廃棄物を合理的に処分する上で廃棄物量を大幅に減らし、利用者側、処分者側、一般社会、にメリットをもたらす不可欠な概念と考える。 (以上)

番号	No. 18
概要	
	R1廃棄物の処理処分に関する法律の整備について
意見	
	永年の懸案であったR1廃棄物の処分等に関する法律整備の動きがあり、これに期待するところ大きいものがあります。 当事業所は放射性医薬品のメーカーで取り扱っている核種の半減期は数日間のものがほとんどです。 日本アイソトープ協会に委託処理しているR1廃棄物はかなりの量となっていますが、引き渡す時点ではほとんどのものは減衰しているのが現状で、このようなR1廃棄物に必要以上の経費と労力を費やしていることに疑問を感じております。 ICRP1990年勧告の法令取り入れにともない、関係法令の改正が近年に予定されておりますが、この機会にR1廃棄物のクリアランスレベルも是非取り入れて下さるよう希望致します。 報告書によるとクリアランスレベル以下のR1廃棄物は半分以上もあり、早急な法律の整備が望まれます。

番号	No. 19
概要	
R I 廃棄物廃棄体の確認等について	
意見	
廃棄体に含まれる放射性核種、放射性濃度の確認は発生事業所が責任もって行う。具体的には専門家である主任者が確認すれば問題はないと考えます。 核種によっては測定が難しいものもありますが、発生事業所は取り扱っている核種等は理解していますので、あらかじめ、それに応じた分別管理を行っておけば十分対応することは可能です。 クリアランスレベル以下のR I 廃棄物を産業廃棄物として処分する場合、有害物質の対応が重要となりますが、これも内容を熟知しているのは発生事業所であり、上記を含め、あらかじめ産業廃棄物として処分することを前提に分別管理等を行っておけば問題はないと考えます。 また、現在産業廃棄物はマニフェストシステムが採用されており、責任所在の確認は可能であります。	

番号	No. 20
概要	
クリアランスレベルについて	
意見	
IAEAが提案しているクリアランスレベルはBq/gですが、R I の汚染が均一でない大型の廃棄物などの場合どのように評価すればよいのでしょうか？ クリアランスレベルは廃棄物の性状等も考慮し、定数する必要がありますと考えられます。	

番号	No. 21
概要	
①RI・研究所等廃棄物の処分に関して、実施体制を早急に確立してほしい。 ②クリアランスレベルを合理的な方法で導入してほしい。	
意見	
研究施設や研究炉の放射性廃棄物を未処理のまま保管しておくことは、火災や地震等の災害のリスクを考えた場合に、非常に問題である。合理的な方法で処理し、処分方法についても早急に決定すべきである。従って、早急に廃棄物処分の実施体制を確立してほしい。 また、クリアランスレベルについても、議論を重ね、国際的な基準を参考に、合理的な方法かつ大多数の者が納得できる形(全員の賛成が理想であるが、現実的ではないので。)で決定し、導入してほしい。 以上	

番号	No. 22
概要	
国や関係機関等の構造的な役割や廃棄物全体の処分システム(国庫、流れ、法規制等)に関するマッピング等、全ての放射性廃棄物処分の流れの中での位置づけで説明が必要。	
意見	
・「無害化処理」という言葉の意味は？「無害化」という言葉の定義にどこまで、何が含まれるのか疑問。単に「処理」ではいけないのか。 ・RI・研究所廃棄物も含めた放射性廃棄物全体のマッピングによる説明も必要ではないか？、既存の技術で処分対応可能なもの、その他の廃棄物を参考に行うもの等、放射性廃棄物全体(発電炉、再処理、RI、研究所、研究炉(大学含む)、病院等)を見通した処分システム、法規制等のマッピングが必要ではないか？ ・基本的な考え方であるため、「...が重要である。」か「...が必要である。」で文が終わり、具体的にどこが何をするのか？廃棄物処分全体のフロー、組立のどこに位置するのか見えにくい。 ・放射性廃棄物の処分システムについて、廃棄物のカテゴリー毎に処分場を設定するのは難しく、これら処分システムを組み合わせた総合的な処分システムについても検討を要するものと思われるので、「処分システムの組み合わせ等」のキーワードを追加されてはどうか？例えば、深度方向に地表-浅地層-深地層など深度方向に組み立てる処分システムなどでは、総合的に処分可能であり、廃棄物の分散も防げる。 ・溶融処理は、減容と安定化、浸出率の低減化が進められるが、核種の移行は無く超長期間存在するもので、100年あるいは1000年以上の単位での安全性についての検討が必要なものもあり、処理処分技術の向上への対応などに追いつくなど検討されてはどうか。その他細かい点は除いて、全体の流れの中での位置付けが分かりにくいように思われる。	

概要

固体廃棄物に対する適切な値を設定することにより、短寿命核種を扱った動物死体など、本来R1廃棄物とする必要のない廃棄物をまず減らすことが大切である。

意見

現在のようにR1廃棄物を最終処分できない状態では、研究活動に早急に支障を来すことは明らかである。最終処分まで含めたシナリオの作成と、処分を行う施設の立地場所の早期の確立が望まれる。

しかし研究R1廃棄物の現状を見ると、処分以前の問題があるように思われる。

現在固体廃棄物に対する適切な値がないため、短半減期の核種を扱った動物や試料も永久にR1廃棄物として扱うことが法的に求められる。しかしこれらの廃棄物は、研究所から搬出される時、あるいは数年保管された後には全く放射性でなくなっている場合が多い。不純物の問題などの検証は必要であるが、適切な値の速やかな設定により、このような無駄がなくなり、R1廃棄物の不必要な増加が防げる。

上記とも関連するが、排気設備から取り出されたフィルター、作業の養生に使用されたビニールなどは、サーベイメータ等で測定してもR1は検出されないが、R1廃棄物として通常処分されている。これは「外郎の人間に何か言われるとまずい」という保身的な考えがそうさせているように思われる。本来、放射線取扱係主任者は科学的な判断から適切に対処すべきであるが、適切な値がないこと、専門員以外に納めさせるのに骨が折れること、などが災いしているのである。これらのこともR1廃棄物の不必要な増加を招く原因である。合理的な措置に向けた行政の積極的な啓蒙活動が望まれる。

概要

放射性核種以外にも、環境への配慮が必要な物質等を含むR1・研究所等廃棄物に関する本報告を契機として、化学的な有害物、医薬品廃棄物、産業廃棄物についても議論すべき。

意見

本報告においては、R1・研究所等廃棄物について、放射性核種を含むとともに、ケミカルな有害物、医療関係から発生する廃棄物を同時に含むものであることを示している。

一方、放射性核種に関連した安全性、あるいは費用等については詳細に検討されているものの、ケミカルな有害物や医療関連の廃棄物については、踏み込んだ記載は行われていない。

もちろん、原子力バックエンド対策専門部会において果たすべき役割に対して十分な内容と、私は考える。しかしながら、原子力関連の廃棄物に関する果敢にたずさわる者としては、放射性核種以外の有害物等について、どこまでの検討が行われ、その検討が実際の処理処分場の運用等にどのように反映されているのか知りたい。

私の想像であるが、放射性核種を含まない廃棄物については、放射性核種を含む廃棄物の場合のような踏み込んだ検討や管理、運営は行われていないのではないかと。

懸念な表現をすれば、私は、原子力発電所から発生した廃棄物であり、現状のような運営がなされていれば、自宅の庭に廃棄物を埋設しても良いと思うが、一般の処理処分場が自分の住む町に設置されることには、抵抗を感じる（実際に4月以降は、処理処分場の計画があるらしい地区へ居住する予定であるので、少しとまどいを感している。）

このような、廃棄物処分場への真摯とした不安は、処分場をもつ、あるいはもつ計画のある地域の住民は、程度の量はあれ感じるであろうと考える。

このような不安感をなくしていくために、本報告を契機として、放射性核種を含まない廃棄物についても、国・道庁等での検討やその状況について情報公開するとともに、検討や議論を行って欲しい。

番号	No. 25
概要	
放射性物質以外の有害な物質についての定義及び具体的な物質名について参考資料に追加願いたい。	
意見	
本報告書の中で、「有害な物質」（４ページ、５ページほかに記載されている）及び「廃棄物の健全性を損なうおそれのある物質」（１２ページに記載されている）という記載があります。これらの物質については、各々「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規定されている「有害な物質」と「原子炉等規制法」で規定されている「廃棄物の健全性を損なうおそれのある物質」のことを意味しているのでしょうか。 これらの定義を明確にするために、放射性物質以外で有害なものとして扱う必要がある物質の定義と具体的な物質名を参考資料に追加できないでしょうか。	

番号	No. 26
概要	
放射性廃棄物に有害物質が混入する場合の法規制としては、伊規法ないしはＲ１法に加えて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」も適用される方向ですか？	
意見	
放射性廃棄物対策の中に、有害物質の点も配慮した事は環境問題を考えると、大変有意義だと思います。 その際、安全規制の体制はどのようになるのでしょうか。伊規法ないしはＲ１法に加えて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」も加わる安全規制体制の方向でしょうか。安全対策は厳重に、規制はシンプルがいいと思いますが、検討の方向性について教えていただきたい。	

番号	No. 27
概要	
R1 廃棄物については最終処分費用は足りるのでしょうか。医療用など私たちの健康を支えているのですから、最終処分の法費を準備する一方、処分費用を充足できるようにきちんと積み立てる必要があると思います。	
意見	
R1 廃棄物については「(社)日本アイソトープ協会が、集荷料金を設定して排出者から徴収し積み立てているが十分な対応が可能であるか否か、検討する必要がある」と書かれていますが、これでは、最終処分の費用が足りないというときに、どのようにして、だれが負担するのでしょうか。 医療用など私たちの健康を支えているのですから、最終処分の法費を準備する一方、処分地について国民的な合意を形成するとともに、処分費用が充足できるようにきちんとした手当てを行なう必要があります。この報告書は、客観的な見方をされており、評論家のような感じを受けます。 私たち国民自身の問題としてとらえた書き方であるべきだと思います。そして、必要な費用は、輸入、製造、販売、使用、廃棄のどこをとらえて担ってもらうのか、「排出者」というところを押さえれば十分なのか、今後、過去の方も含めてどう対処するか、処分費用の確保策をもう一歩突っ込んでご検討いただきたいと思います。	

番号	No. 28
概要	
R1・研究所等廃棄物の保管等による研究活動への圧迫を減じるために、早急にクリアランスレベル等を定め、廃棄物を合理的に処置できる制度を確立して頂くことを切望する。	
意見	
R1・研究所等廃棄物は、低レベル廃棄物等の他の放射性廃棄物と同様に、放射線防護の観点から適切な処理及び処分を行う必要があることが自明であるが、処理処分に対する基準が明らかになっていない現状では、最終的な処置は、基準が確立するまで待つという状態となり、大部分の廃棄物は事業所内に保管することとなり、事業の運営にとって大きな負担となっている。さらに、自治体等からの要請により、廃棄物の保管数量にも制限が加えられる状況が生じていることから、最悪の場合、廃棄物を生じるような研究は、研究活動そのものが停止に追い込まれる事態となることも憂慮される。このようなことから、国レベルで出来るだけ早急にクリアランスレベル等の設定、レベルに応じた最終処分(簡易処分、ピット処分等)の基準等の設定を行って頂き、事業者が、廃棄物を処置できる制度を確立して頂くことを切望します。また、大学や民間企業等の研究機関にとって、放射性廃棄物を自前で最終処分することは、現実的ではなく、国レベルでの安価な引き取り・最終処分の制度を設けて頂くことも切望します。 以上	

番号	No. 29
概要	
文中の ^{135}Te との記載は、半減期を考えると ^{131}Te と書くか、併記するべきと思う。	
意見	
1. 2. 2 (1) 放射性核種の種類の文中において、 ^{99}mTc との記載があるが、発生としては正しいかもしれないが、半減期を考えると ^{99}Tc と書くか、併記するべきと思う。	

番号	No. 30
概要	
放射性廃棄物名称で、廃棄物の特性を基に関係者が付けた名称を使用することは、処理処分の方策上、無用な混乱をきたすため、全放射性廃棄物で統一した名称が必要である。	
意見	
廃棄物の名称について、RI廃棄物、研究所等廃棄物など発生源の特徴を示した名称や、ウラン廃棄物、TRU廃棄物など汚染の程度を示したものや、低レベル廃棄物、高レベル廃棄物など放射能レベルで示したものなど、名称の付け方が様々であり非常にわかりにくい。これは、廃棄物発生源の関係者が、その廃棄物の処理処分に責任を持っているためであろうと思うが、法的な規制上は、放射能レベルで区分されたいと考えられるので、このように多種多様な名称を使うことは、廃棄物の種類の把握や処理処分の概念をまとめるうえで混乱をきたすだけで非常に好ましくない。特に、一般公衆への説明の際に様々な名称が存在することは、よけいな不安を引き起こすだけであると思う。私の意見としては、 β 線放射能濃度と α 線放射能濃度の区分により、全ての放射性廃棄物名称を統一するべきと考える。	

番号	No. 31
概要	
廃棄物の処理方法は、処分場の安全性評価から導き出すものであり、現在の廃棄物を考えて処分方法を決めるような手順は、おかしく考え直す必要がある。	
意見	
廃棄物の処理方法の決め方は、処分の安全性評価から導き出す必要がある。例えば、現状のセメント固化があるからといって、セメント固化体を用いた処分場を設計するような、廃棄物ありきの議論は、公衆被曝に対する安全性を十分に考慮しているとは考えにくい。コスト面など様々な問題があるとは思いますが、現状の廃棄物状態は考慮せず、処分時の安全性から考えて、処分場及び廃棄体の設計・管理はこうあるべきであるとの方向をまず示し、その上で、現状の廃棄物をその理想の廃棄体にするかを考えるべきと思う。実際、このような考え方を持たずに廃棄体や処分場の設計をしているため、当初予想していなかったような、ヨウ素のような放射性イオンの溶出やガス発生など、様々な問題が出てきているのではないかと思います。様々な理由から、時間や予算が限られているとは思いますが、後世に残す問題であるため、もう一度、初めから考え直す機会を作ってはどうかと思う。	

番号	No. 32
概要	
気体状放射性廃棄物の処理方法については、もっと議論すべきではないかと思う。	
意見	
気体状放射性核種になりうるトリチウム、C14、ヨウ素等の取り扱いをもっと議論すべきである。このような核種は、処理の際に希釈放出により処理されることが多いが、ヨウ素のように、食物連鎖によって蓄積される元素の回収、処分方法をもっと議論すべきである。現状は全廃棄物に対して少ないため保管すれば良いとも考えるが、長期的には何らかの対策が必要である。	

番号	No. 33
概要	
放射性廃棄物の処理処分は、発生源毎ではなく、全ての廃棄物を一定の基準で区分してから考えるべきと思う。	
意見	
放射性廃棄物の処理処分方法について、発生源毎に廃棄物の性格が違うことも分かるが、全ての廃棄物を統一したカテゴリーで議論し、処理処分の方策を決めるべきである。発生源毎に決めていくようであれば、処分場がいくつも必要になり、現実的に処分が不可能になっていくことも考えられる。原子研、防燃、電力、事業所、R1協会、経産省、国土庁、通産省、厚生省など放射性廃棄物の発生源と規制側は、全員で廃棄物の区分、処理方法、処分方法を議論し、実施していくことが必要である。今のような、個々の守備範囲だけで議論しているようでは、最初に処理処分方法を決定した廃棄物はよいが、後で決まってくる廃棄物は、恐らく、先に決まってしまったものとの安全評価や処理処分の意思に整合性がとれなくなり、どうにもならなくなるのではないと思う。廃棄物の処理処分は、オールジャパンで考えるべきではないだろうか。	

番号	No. 34
概要	
R1廃棄物と研究所廃棄物を一緒に扱うのは若干無理があります。まず放射線障害防止法の改正を急ぎ、最終処分の道を決めてから両者を通した議論ができると思います。	
意見	
このたびの報告書案は、「R1・研究所廃棄物」をまとめて扱われました。やや、無理があるように感じました。 報告書案の第3章には、「R1廃棄物は現在保管廃棄までの規定しかなく、法令整備が必要」とあります。放射線障害防止法はまだ「埋設」など最終処分の道がついていないからでしょう。 一方、研究所廃棄物のうち原子炉等規制法にかかるものは埋設の道ができています。 この報告書案は、「処理処分に関する基本的な考え方」のほか、安全確保のための規制制度、処分事業の実施体制、実施スケジュールなど極めて広範囲を扱っておられますが、この際、放射線障害防止法の改正を急ぎ、原子炉等規制法とフェイスをあわせてから進めていただいたらよいのではないかと感じました。	

番号	No. 35
概要	
有害な物質への対応について、現状で考えられる（想定している）有害な物質について、参考に示す必要があるのではないか。	
意見	
放射性廃棄物は、業務を実施すれば必ず発生するものであり、発生した廃棄物については、排出者において適切な分別管理を実施することが重要と考えるが、有害な物質への対応については、「各段階において有害な物質への対応が図られる必要があり、基準等を整備すると共に、有害な物質の溶出抑制を一層高める研究開発を進めることが重要である。」と記されているものの、具体的に何を有害物質とするのかが不明である。今後の廃棄物管理を計画的に進めて行く観点から見た場合、現状で考えられている有害な物質を参考程度にでも、示す必要があると思われる。	

番号	No. 36
概要	
溶融固化処理技術の導入に向け、物性データや基礎試験データに基づく全体のシステムの十分な安全評価等を行い、利点を最大限活かす技術開発の推進と実用化に期待する。	
意見	
R1廃棄物、研究所等廃棄物とも、今後の廃棄物処理技術の向上として、溶融固化処理技術の導入を強く示唆されている。記載の通り、減容性や核種の溶出抑制能力向上となり、さらに性状の異なる廃棄物の一元化処理、廃棄物の均一化、溶融時の除染、核種インベントリー評価等のためのサンプリングの容易さなど、可能性の大きな有望技術である。導入の方向での検討は重要で、ぜひ進めるべきと考える。 一方、溶融するためには高温処理が必要なため、廃棄物中の揮発しやすい核種が処理中に揮発するとの問題がある。R1廃棄物、研究所等廃棄物とも、様々な核種を含んだ廃棄物の処理が要求されるため、比較的低温で揮発する核種の存在を考慮する必要があると考える。溶融固化処理技術の導入の際には、物性データや基礎試験データに基づき、溶融炉のみならず、オフガス処理系まで含む全体システムの安全評価や固化体の特性評価を十分に行い、セメント固化等との技術的、経済的な総合的評価を的確に実施する必要がある。今後、溶融固化処理の利点を最大限活かす技術開発の推進と実用化に期待する。	

番号	No. 37
概要	
研究所から発生する廃棄物を研究所等廃棄物として処理処分方法を検討していただいたことに感謝するとともに、早期に処分事業が実施されることを期待します。	
意見	
研究所から発生する廃棄物は従来からR1廃棄物の範囲に入らないものが多々あり、その保管場所には苦慮しているところではありますが、今回このような廃棄物を研究所等廃棄物というカテゴリーでとらえていただき、その処理処分方法を検討して頂いた努力に感謝いたします。まだ、いわゆるクリアランスレベル等検討しなければならない問題が多々あると思いますが、R1廃棄物も含めて一日も早く処理処分の方策が確立、実施されることを願っています。	

番号	No. 38
概要	
廃棄体基準（放射能レベル、内容物）の早期明確化を望みます。	
意見	
日常的に発生する放射性廃棄物に対して、発生者は発生量そのものの低減及び廃棄物貯蔵量の確保による封じ込めは将来振り返ったときに合理的とは言えないかも知れない方法により対処せざるを得ない現状があります。 即ち、廃棄物を処分するに際しての最終的な姿が見えない現状では、減容のための処理を考えるにしてもそれが処分に適合するのか、処分する場合更に処理を行わなければならない恐れはないか、処分方法との関係はどうか等、判断が困難であるため、次のステップに踏み出せない状況にあります。 最終の姿が明確であれば、廃棄物発生元においてはそれに整合を持った分別及び減容処理が可能となり、現有廃棄物は相当程度減らせるものと考えられます。 よって、廃棄体に対する基準（放射能レベル、内容物等）の早期明確化を望みます。	

概要

大学から発生する R1 廃棄物中の主な放射性核種は、医療機関から発生するそれと同等ではないと考えられるので、処分方法も異なる可能性があるのではないか？

意見

第1章1. 2. 2 (1) の第2段落においては、医療機関と大学等から発生する R1 廃棄物に含まれる主な放射性核種の種類を挙げているが、参考資料3を参照するにせよ、本文中に記載されている放射性核種の種類と合致しておらず、これら2つの機関（組織）から発生する廃棄物に含まれる核種の種類は一つの範疇にまとめられない（括弧することができない）と思われる。

第3段落では、被ばくの観点から、処分後に安全性に大きな影響を与える核種を例示しているが、研究機関である大学等から発生する廃棄物に含まれる主な核種は、被ばくの影響が大きいものである。廃棄物を種々の放射性核種濃度によって区分し、合理的な処分を目指すのであれば、研究機関（大学）から発生する R1 廃棄物については、放射線被ばくの観点から、簡易な処分が可能と考えられる。このことから、国産機関からの R1 廃棄物と同等のような表現は避けるべきと考える。

一方、研究機関、特に大学においては将来に優秀な研究者を育成する使命を負いながら予算が充分ではないと聞いている。R1 廃棄物に対しても発生者責任、受益者負担の原則が適用されるものと考えられるが、特に大学等の研究機関においては受益者が曖昧である。より有効な分野に研究予算を適用できるべく、処分方法として低コストのオプションを十分に採りうることを可能であり、医療機関の廃棄物とは種々の観点で異なる種類の廃棄物であることをもう少し明確に表現してもいいのではないか？

概要

原子炉法等規制法施行令第13条の9に基づいた、R1 廃棄物と研究所等廃棄物の放射能濃度による区分は適切か？

意見

R1 廃棄物、研究所等廃棄物の双方とも、原子炉等規制法施行令第13条に9に示されている放射能濃度上限値により、廃棄物を区分している。

ここで、原子炉等規制法施行令第13条に9に示されている放射能濃度上限値は、ある限られた放射性核種に対してのみである。原子力安全委員会報告によれば、これらの核種が測定されたのは、原子力発電所からどのように発生するかを検討し、廃棄物中の主要な核種として測定されたものとされている。しかし、R1 廃棄物や研究所等廃棄物は、発電所から発生する放射性廃棄物の放射能特性とは同等とは考えられず、異なる特性の廃棄物に対して検討された核種の背景を考慮せずに、得られた数値のみを適用して検閲するのは、誤った結果をもたらすだけでなく、検討の方向を誤る可能性もあると考える。（ただ、TEGDOC-855においてはいろいろな核種に対しての提案値が記載されているので、クリアランスとして想定した値には大きな問題はないと思う。）

参考資料4-2～3にあるような、原子炉等規制法施行令第13条に9に示されている放射能濃度上限値を導出した手順と同じ手法を用いて各核種の濃度上限値を求めて区分しているのであれば、そのように記載してほしい。

番号	No. 41
概要	
	コンクリート以外の低レベル放射性廃棄物の処分形態として、「管理型処分」と同様な処分とするのはいかなるものか？
意見	まず、2. 2 (1) において、RI 廃棄物のうち低レベル放射性廃棄物に区分されるものは「密閉型処分」が可能としているが、次の (2) では一部の廃棄物（安定なコンクリート）を除き「密閉型処分」を否定している。おそらく (2) の論旨を主張したいものと推定するが、論旨がある意味で逆転するため混乱する。 また、コンクリート以外の低レベル放射性廃棄物処分施設として低レベル放射性廃棄物に対する厚生省管轄の法令における製造物（「管理型処分」に準じた施設）を引用しているが、この構造基準を満たす施設が本当に必要か？ RI 廃棄物処分の規制体系も現行の発電所廃棄物処分の規制体系に準じるものと考え、RI 廃棄物処分施設の建設操業も個々の処分施設に対する申請と許可によると考えられる。つまり、まず、廃棄事業者が、処分する廃棄物と環境条件を勘案して安全が確保されるような処分施設を設計し、その施設の安全が確保されるかを規制当局が審査し、（処分時の廃棄物の確認を条件として）建設操業が許可されるものと理解している。 これは、規制当局から示された「安全」という指標を確保する方策（施設設計）は、廃棄事業者が自由に選択できることを意味しており、安全が確保できる限りは、「管理型処分」で規定されているオプション（浸出水処理設備の設置や遮水シートの設置等）を採用しない方策も考えられると思う。本報告書は、処分の基本的考え方を検討して合理的な施設処分ができることを示す位置づけと考え、今後、処分方策や処分施設の具体化オプションを限定してしまうことにならないか？

番号	No. 42
概要	
	クリアランスレベルの適用の促進について
意見	短半減期核種を少量使用する事業所は多いと思われる。このような事業所で発生する廃棄物については、クリアランスレベルの導入を進めて頂きたい。なおこのような事業所では、短半減期の¹²⁵Iと長半減期の¹³⁷Csなどを同時に使用することが多いので分別法に関する指針が必要と思われる。

番号	No. 43
概要	
PA対策について	
意見	
私はHLW地層処分研究に携わる一人です。RI・研究所等廃棄物処理処分が広く国民の理解を得て、スムーズな処分事業の展開を図るために、以下の点を提案します。 ・ HLWで検討されているような処分システムは必要ないと存じますが、かなり安全側で設計しデータを公開することが、国民の理解を得るために必要であると考えます。 ・ 処分システムのうち、特に高レベル廃棄物の処分システムのための天然バリアの性能評価及び将来予測等については、サイトスペシフィックの要素もありますが、ジェネリックな観点からより保守的に検討すべきであると考えます。国民は安心します。 ・ 国民もRI廃棄物を自ら発生させているのだという認識を持つことが大事です。実施例としては、国民がそのような認識を持つためのバックデータを医薬機関、日本医師会等に提供・バックアップしていただくよう働きかける必要があります。	

番号	No. 44
概要	
本報告書案につきましては、特に意見はありません。今後とも正確・詳細な情報の積極的な提供を望みます。	
意見	
本報告書案「RI・研究所等廃棄物処理処分の基本的考え方について（案）」については特に意見はありません。 本報告書案中にもありましたように、処分事業が遅滞なく着実に実施されるには国民の不安をなくし、理解が得られることが不可欠であると思います。 現在、放射性廃棄物の処分に關して何らかの（漠然とした）不安を感じている人は少なくないのではないのでしょうか。その理由の1つとして、処分事業のや安全確保の考え方に関する理解・情報の不足があるかと思ひます。 今後とも正確・詳細で整理された情報の積極的な提供および広報活動を望みます。	

概要

現行法では診療用の放射性医薬物の処理処分法に不合理が多く、早急な解決を期待する。報告書にあるクリアランスレベルの採用か、使用核種の半減期を考慮した法改正を強く望む。

意見

貴部会でご検討の放射性医薬物の処理処分についての報告書は、これまでタブー視されてた放射性医薬物の処理処分法について一歩踏み出した提案として歓迎する。核アレルギー国とは言え、長半減期の放射性同位元素を使用する研究利用と短半減期を使用する臨床利用が同一の観点で取り扱われてきたことによる不合理が多くの悩めを生じさせてきた。その最たるものが「排気フィルタ」の取り扱いである。診療に利用される放射性同位元素の殆どは気化することではなく、放射性ヨードの微量量と不活性ガスであるXe-133、Kr-81mのみである。法律的には3ヶ月の平均濃度で規制されるのでこれを超えることはあり得ないが、どの施設も一律に排気フィルタの取り付けが義務づけられ、これを取り付けるとゴミが随えるので1年に1回の交換を余儀なくされる。これは当然、日本アイソトープ協会に引き取られることになり、私の勤務する病院の場合、プレフィルタとHEPAフィルタの交換のみで1年間にかかる費用は交換に200万円、廃棄に130万円を要し、これにチャコールフィルタも交換すると更に1千円を要することになる。これらのフィルタの放射活性はまず零であり、この費用は全く無駄遣いと言える。

使用済みの放射性医薬品バイアルやシリンジ等も排気フィルタより多少放射活性が高いとしても、同様のことが言える。一旦、放射性として購入した医薬品にかかる廃棄物は放射性廃棄物としてしか処理できず、前述の日本アイソトープ協会に高い料金を払って引き取られることになる。アイソトープ協会もこの手数料のみでは処理できず赤字を出して処理に当たっているのが日本の現状である。報告書にある「クリアランスレベル」を設定して放射性医薬物の処理処分当たるという考え方に積極的に賛成する。核種毎にこのクリアランスレベルを設けるか、半減期の10倍または20倍の保管の後で他の医療廃棄物と同様に処分するような法改正を早急をお願いしたい。

概要

原子力関係の問題は安全かつ合理的に行なわれなければならないが、安全重視になりがちで合理性を欠きがちであると思う。

意見

1. 安全性と合理性は、相反するものである。今までの放射性医薬物の処分問題に関しては、安全性を強調するあまり合理性が無視されがちだと思う。原子力発電所等の大規模事業所であればある程度の合理性を吸収する余裕があるかもしれないが、RI・研究所等廃棄物の事業所は小規模でありその余裕はない。合理性を欠く事になればRIの使用に多大な影響を及ぼす結果になると思われる。
2. 報告書の廃棄体数量の推定によれば、約半数がクリアランスレベル以下に相当する。RI・研究所等廃棄物の合理的処分を行なうために早急なクリアランスレベルの設定が望まれる。クリアランスの基準値の設定及び確認方法についても安全性を強調するあまり合理的でなくなれば、RI・研究所等廃棄物の処分も合理的でなくなると思われる。

番号	No. 47
概要	
1. クリアランスレベルの検討を早急に始めるべき。 2. 放射線についての国民理解の促進。	
意見	
以下の2点について意見を述べさせていただきます。 1. 処分の概念について 放射性廃棄物の処分については、その廃棄物の特性・放射能レベルに応じた合理的な処分方策を考えることが重要と考えます。そういう意味において、本報告書案の基本方針に賛同しますが、特にクリアランスレベルの制度化については、他の産業廃棄物と同様な合理的処分方策を早急に確立し、それが国民に広く理解されるよう、国が積極的に取り組むことを祈念します。 2. 国民の理解の促進について 原子力という一般の方々には原子力発電を連想すると思いますが、実はそれだけでなく、放射線利用という形でガン治療・癌部診断等の医療用、各種計測・検査等の産業用等々多方面で使われているのが事実です。今回、このRI・研究所等廃棄物の検討の機会に、国民が放射線利用により多くの恩恵を受けていることを額を中心とした関係機関が積極的にもっとアピールし、原子力に対する理解の促進を図っていくことが重要と考えます。 以上	

番号	No. 48
概要	
クリアランスレベルが定まるのはいつ頃でしょうか。それまでRI・研究所等廃棄物は処分を急ぐのではなく、保管をすべきと考えるのでしょうか。	
意見	
クリアランスレベルの設定は処分場の容量に大きく影響します。ひいてはコストにはねかえります。クリアランスレベルの設定を急ぐべきと考えます。この検討を積極的に進めるのがまず先と思います。 さらに、報告書にもあるクリアランスレベル以下であることの合理的な確認方法の研究も推進すべきと思います。	

番号	No. 49
概要	
処分実施主体に国の関与を望む。	
意見	
廃棄物処分場の選定という困難な事業、新技術による処理方法の研究、放射能漏洩の確認方法の確立、有害物質への対応に加え、さらにRI・研究所等廃棄物の中に一部存在する現行の法令濃度上限値を超える低レベル放射性廃棄物、TRU核種を含む放射性廃棄物及びウラン廃棄物に相当する廃棄物の処分方策も待たせねばならないとなると、実施主体は脆弱なものであってはならない。 現状、原子力発電所や核燃料サイクルに係わる事業所に比べ小規模事業所からの発生が多いことを考えると、発生者責任を全うするにも限界がある。国は安全かつ合理的な基準等の整備を行うのは当然として、さらに実施主体を積極的にバックアップする体制をとる必要があると考えます。	

番号	No. 50
概要	
原子力バックエンド対策専門部会報告書は賛成です。できる所から早く実行して欲しい。以下はむしろ要望です。	
意見	
RI・研究所等の立場としては、全ての種類の廃棄物が発生時に引き取られ、いずれかで処分されることが最良であります。しかし、なかなかそうも行かないのが現状ですので、小さな努力でできる事からでも早急に手をつけて頂けたらと考えます。これから、施設を廃止する事業所が多くなるかと思いますが、そういう所の廃棄物の処分が速やかにできることを期待します。また、上記を含む廃棄物の処分については、“スリ切り”の問題をさけて通るわけには行かないので、これの早急な整備を期待します。	

番号	No. 51
概要	
「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律や関連の規則」における「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物」の定義とその扱いについての改正の提案	
意見	
現在、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律や関連の規則」においては、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物」を「核燃料物質等」と定義して、「核燃料物質」と「核燃料物質によって汚染された物」が同じように規制され、貯蔵、輸送等について過剰とも言える管理を義務づけています。これは、特に研究炉においては、原子力技術の育成、発展に大きな障害となっていると思います。このためには法律、規則上で、「核燃料物質」と「核燃料物質によって汚染された物又は核燃料物質によって汚染されたおそれのある物」とに分けて考えるように法律や規則を整備するというのは如何でしょうか。前者の「核燃料物質」については、比較的少量のインベントリーしかない研究炉については、使用済燃料の受け入れ、保管廃棄施設を国内に設置し、受け入れできるようにして欲しいと思っております。また、後者の「核燃料物質によって汚染された物又は核燃料物質によって汚染されたおそれのある物」については、既存の「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律や関連の規則」で言う「放射性物質又は放射性物質によって汚染された物」と同じレベルで定義づけ、貯蔵、輸送、廃棄等ができるようにして欲しいと考えています。	

番号	No. 52
概要	
R1廃棄物の固型化処理の検討、未処理の状態で保管してあるR1廃棄物の早めの処理について	
意見	
意見…R1廃棄物の固型化処理の積極的な検討・実施、未処理の状態で保管してあるR1廃棄物を早めに処理すべきではないでしょうか。 理由…現在において、R1廃棄物の固型化処理は検討しているらしいが、放射性廃棄物の処理にて、セメント固化が十分な実績を有しているため、ぜひR1廃棄物にも生かして頂きたいです。 未処理のR1廃棄物は無害化できる物は有るままにせず、できるだけ早く無害化してほしいです。その方が安全で管理の面においてもいいのではないかと思います。	

番号	No. 53
概要	
R1や核燃料物質の利用は科学技術の発展上必要であるが、それに伴う廃棄物の処理は、国民の不安をなくし、理解を得るように、積極的な情報の提供が不可欠であると思う。	
意見	
R1・研究所等廃棄物の処分については、最終的な処分がなされることなく保管されていること、その現状について、具体的に、始めて知りました。今、しなければならない事ですし、後世代への責任という意味においても、国民の理解を得つつ処分事業を進めていってほしいと思います。多くの国民は専門的な知識は無いので、分かり易い情報が積極的に提供されることは重要なことです。国民の意識も、公害問題や、ゴミ処理問題を、昔、身近なものとして、感じていましたし、地球の温暖化、異常気象などの知識から、環境に対しても、「地球環境」という言葉も出てきていますし、少しずつ、すすみつつある（良い方向へ）と思います。子どもの学校での学習を見ても、地域とのふれ合い、クリーン作戦の時でも、ゴミの分別なども、小学校の低学年の子どもですら、良く知っています。どうか、廃棄処分についても、透明性が確保され、広報活動も、重要な課となる様に思います。 処分事業が、地域住民の意見を反映し、お互いに歩み寄った中で行われることは、不可欠に思いますし、実施が、地域住民の健康や、周辺の自然環境に対する影響を与えないよう、安全対策を万全にすること、その長期に渡ることから、常に、安全監視をおこなうことを望みます。徹底した情報公開の下に、国民の理解を得ながら事業がおこなわれなければ、暗かになりません。 R1廃棄物は、多量あるので、医療機関等から発生するR1廃棄物には、感染性をなくすこと、廃棄体に含まれる重金属等の溶出など、できるだけ、分別管理し、慎重処理が必要なこと、水質の監視など継続して、行われねばならないこと、大半のような小規模事業所の問題など、多くの問題があることを、思いますと、安全確保のための規制度の整備も必要ですし、今後の見からみても、早急な事業の開始が望まれますが、どうか、漏出や、生活環境への移行が無いよう万全な対応が、望まれます。	

番号	No. 54
概要	
R1・研究所等廃棄物の処理処分費用は当然使用された事業所で負担すべきだ。	
意見	
私達、日常生活から出るゴミ等もいろいろとりさたされている今、住民一人一人の税金により、さらには巨大ゴミ等の処理には、お金がかかるので、R1・研究所等廃棄物の処理費用は小規模事業所であれ、負担、支出するのが当然で、後世代、21世紀にむけ確かな処理処分方法をお願い申し上げます。	

番号	No. 55
概要	
廃墟り処分は大丈夫で安全、安心なのだろうか	
意見	
日本各地でいろんな遺跡が開発事業で発見され、古代の民族繁栄と生活を知ることができ啦々興の下る思いがします。とくに東北では青森県の三内丸山遺跡等は大したもの、これからも永く保存致したいです。古人は今日ある”にっぽん”を意識されていたのでは？と感心するばかりですので、今回の廃墟り処分はこれからさき、何千年も大丈夫なのだろうか、心配、疑問がもたれる。 広く国民にもわかってもらえる情報公開をすべきと思われます。	

番号	No. 56
概要	
R1を利用する事業所、日本原子力研究所等の研究機関、大学、民間企業等による話し合い連携、協力の場を早急に開かなければならない。	
意見	
今回のR1、研究所等廃棄物処理処分の基本的考え方についてを読み、R1を利用している事業所数5000、日本原子力研究所等の研究機関、大学、民間企業等の約180事業所とは、びっくり・・・これだけの多くの場で使用されている現状では、廃棄物として扱われる数量は相当なものと推測される。後世代に負担を渡さないためにも早急に話し合いの場、横の連携をはかり悔いのない合理的な処理処分に汗して下さい	

番号	No. 57
概要	
意見	
「RI処理処分の安全確保の対策実施」 理由 RIは国民の医療上重要貴重なものであるため、かなりの量が消費される。 医療関係者の放射性物質取扱に対する知識がどの程度か疑問であるので、知識がないと仮定し処理処分の安全確保に対する教育PRを充分に行わなければならない。医療上も国民生活にも関係が深いので早急な対策が望ましい。	

番号	No. 58
概要	
意見	
「低レベル放射性物質処分場の生活環境への安全確保」 理由 低レベル放射性廃棄物あまり厳重に考へる必要はない様に思う。しかしおそれには出来ない何故ならば国民は放射能には非常なアレルギーを持っている、故に低レベル放射性物質廃棄物処分場の管理に於ける、天然バリアによる放射性物質の生活環境への移行を抑制する施設の管理監督を充分にしなければならない、許容範囲の放射線量以下の放射線漏れでも大きく社会の批判を受け処分場閉去を要求される	

番号	No. 59
概要	
〔R1・研究所等廃棄物処理処分の基本的考え方について（案）〕について特に意見はありません。意見記入欄に記入しました通りです。	
意見	
案の方角で進めていくことで良いと思います。宜しくお願ひ致します。	

番号	No. 60
概要	
処分場の立地、選定においても国の主体的な役割が必要なことから、制度整備や事業者への指導監督にとどまらず、処分場の管理終了後の取り扱いについても積極的であるべき	
意見	
放射性廃棄物の処理処分においては、制度化のみならず、処分場の立地、選定が重要。このためには、国の主体的役割が重要である。従って、立地、選定においてもその処分場の長期的管理が必要との立場に立てば、管理終了後は、国有地への移管など、国の積極的な関与により、国民の理解が得やすくなると思う。	

番号	No. 61
概要	
R1・研究所等廃棄物処理処分については、今回まとめられた基本的考え方によって、速かに取組むことが必要と思う。	
意見	
R1・研究所等廃棄物処理処分について、適切に実施されることが、現世代の責任であり、後世代に負担を残さないことである。また、現代生活水準の下支えとして我々はそのメリットを享受してきた一方で、このような廃棄物問題を認識することも重要なことである。このような観点からも、「基本的考え方」に沿って、すみやかに取組み、推進していく必要がある。	

番号	No. 62
概要	
R1廃棄物の放射性濃度区分において、既存の廃棄物を定量的に示しているが、その区分の仕方について更に前提条件を明確にして要綱を改めず方が適切と考える。	
意見	
R1・研究所廃棄物処理処分についての基本的考え方をまとめ、今後の制度化に向けた取組みとして、本報告は十分に評価されるべきと考える。 しかし、R1廃棄物について、含まれる放射性核種が247核種にも及んでいるなかで、現行の原子炉施設からの放射性廃棄物処分概念を用いて、定量的区分を行なうには、更なる考察が必要なのではないかと思う。即ち原子炉施設では10種あまりの核種で代表させて、低レベル放射性廃棄物、極低レベル放射性廃棄物などで区分できている（研究所等廃棄物にも記述されているように組成がほぼ判明しているから、それで他の核種は推定可能とされている）一方、R1廃棄物に含まれる核種は、単独あるいは複数混在しているなど種々ありうる。こうした状況を見ると、量的区分をおこなうのは、きわめてむずかしいことである。本報告書では、単に現行の政令にもとづいた区分でR1廃棄物の区分をおこなうには十分でないと考えられるので、放射性核種の特性を考慮した区分の考え方についても、わかりやすく説明する必要があると考える。	

番号	No. 63
概要	
処理・処分のための資金確保のスキームを確立し、早期に資金の確保を進めるべき。	
意見	
R1が現代の腐敗や歪曲に欠かさない重要なものであり、処理処分について研究が進められてきたことは理解できるが、それを基に制度面で大切と考えられる資金の手当について、不安が残った。廃棄物の処分時に一定の料金を徴収しているとのことだが、それによって充分確保されているかどうかの評価を今から行う、というのでは順序が逆である。例えば費用が不足した場合に、一旦支払った廃棄物の排出者に対して追加の支払を求めるといったことが適切であるのか、可能であるのか、大いに疑問である。特に小規模な事業者を対象とした場合は難しいと思われる。 受益者が費用を負担するのが原則であり、そのための適切な制度が作れなかったり、制度の設立が遅れたりしたために、そのツケが税金の使用という安易な形で国民に回されるという事実は絶対に避けるべきである。 また、他の廃棄物と連携して処理・処分を行うことにより事業の効率化を図るのであれば、そうしたコストダウンの道も探るべきである。 国民経済的観点から、社会的に公正な負担で、効率的に処分が行われる制度を早期に確立すべきである。	

番号	No. 64
概要	
事業の具体化を早期に図るべきである。	
意見	
R1・研究所廃棄物の処理処分に関する検討の現状がよくまとめられていると取うが、他の放射性廃棄物と比較しても技術的にそれほど大きな問題点は存在せず、事業者が多岐多岐に亘る等、社会・経済的な課題が大きいという印象を持った。そうであれば、スケジュール、事業規模、資金規模等といった面から事業の具体化を図り、周知して理解を求めていくべきではないだろうか。特に放射性廃棄物については、一部関係の置けない事業者のために処分事業全体に悪印象を持たれている側面があるため、R1・研究所廃棄物の処分については、最初から適切な印象を与えることが大事だと思う。	

番号	No. 65
概要	
廃棄物の記録保存と廃棄管理の考え方について検討をお願いしたい。	
意見	
本報告書内では、放射性廃棄物と研究所廃棄物について大きく扱われていますが、報告書の書き方の点で若干異なることがありましたので質問いたします。放射性廃棄物の項では管理記録の保存が明示されているのに、研究所廃棄物の項では触れられていません。研究所廃棄物の記録保存の必要性がないとは考えられないので、どうお考えか記入をご検討下さい。 ところで、記録の保存という点で提高したいことがあります。それは処分というより、廃棄物管理ということになります。参考資料に示されているように放射性廃棄物の中で医療用のもの等ではかなり、半減期の短い核種が用いられています。例として、6時間の^{99m}Tc、72時間の^{123}I、また、研究機関でも14日の^{32}Pとかがありますが、こういう放射性廃棄物を処分場に持ち込み「数千年から数百年」も管理処分する必要があるのでしょうか。この国の廃棄物は分別管理を充実させ使用、保管記録で管理することにより充分な時間貯蔵すればクリアランスレベルを下回ることは確実と思われる。本報告書にはこの点について触れられていません。医療機関だけではなく大学教育の場でも、短半減期の核種を用いることにより放射性廃棄物の発生量を低減でき、しかも廃棄物を気にすることなく利用できれば教育の場を充実させられるので、一石二鳥と思われる。よって、本報告書では「放射性物質として取り扱うべき廃棄物量を大幅に減少させることができれば」手段を自ら放棄しているように思われます。簡くところによりますと、フランスではクリアランスレベルの考え方よりも廃棄管理の考え方を言う専門家がいます。ご意見を追記していただきたくご検討をお願いいたします。	

番号	No. 66
概要	
他の廃棄物処分事業との連携・協力について追記して欲しい。	
意見	
今回のRI・研究所等廃棄物の報告書に先立ち、昨年は高レベル放射性廃棄物について同様に基本的考え方が示されました。我が国には両者の廃棄物だけではなく、現行の政令濃度上限値を超える低レベル放射性廃棄物、TRU廃棄物、ウラン廃棄物が存在し、今後、これらの廃棄物についても同様に基本的考え方が示されると思っています。一つ心配していますのは、これらの廃棄物対策が発生源単位で特定され、各発生源で発生した廃棄物は個々の濃度レベルのものがあられ、廃棄物の種類で分けられた各報告書にまたがった廃棄物となる点です。すなわち、本報告書に示されている廃棄物にも濃度上限値を超える廃棄物、ウランやTRU含有廃棄物も含まれると思います。報告書にもそのことが書かれていますが、対応については「今後検討されるそれぞれの放射性廃棄物の処分方針に準じて処分を行う」と簡単に書かれてのみです。取りこぼしが生じないでしょうか？他の報告書に基づいて設置される準備組織、処分事業主体が相互に馴染み得るのでしょうか？各組織の法人体系も別々でしょうし、資金源も異なると思われます。例えばの高として、電気料金で建設した処分場に国の研究機関で発生した廃棄物を埋設するという場合もありえることになります。かといって、廃棄物の所有者、資金分担が異なる廃棄物という理由で複数の処分場を建設することは現実的でなく、経済的合理性に欠けます。この点について報告書に「各々の廃棄物の処分スキームに取り入れられるよう」とありますが、何か縦割りの印象を与えます。各準備組織、処分事業主体が相互に連携・協力が図れるような具体的な調整の場について、各報告書の報告元である原子力委員会、原子力バックエンド対策専門部会から、国もしくは関連機関で全体像を眺めた対策が検討されることを「さいごに」の項目で触れるとよいと思います。以上、よろしくご検討のほどお願いいたします。	

番号	No. 67
概要	
保管や廃棄がきわめて困難な放射能のゴミはできるだけ使用を制限し、発生を少なくすることをまず考えるべきである。	
意見	
保管や廃棄がきわめて困難な放射能のゴミであるにもかかわらず使用量の規制や他の検査方法の開発に力を注がず、便利さのみで使用量を増やしている今の状態を改める必要があります。 放射能の“有効利用”という名目で使用範囲を拡大することばかりに力を注ぐべきではありません。	

番号	No. 68
概要	
「後世代に負担を残さないことが、これを発生させた現世代の義務である」(p. 1)というのは間違っている。安全の保障のない埋め捨て、スソ切りこそ後世代に禍を残す。	
意見	
極低レベル放射性廃棄物だからといって、安全の保障もない素掘りの穴に埋めたり、有機性の汚水の発生や、金属の溶出の恐れのあるものを、水の流入を防ぎようもない管理型の処分場に捨てることは後世代どころか、現世代にも影響を及ぼすものである。 東洋一の機能をもつと言われた東京日の出町の処分場の汚水データ一閱しをみても、“管理”のむずかしさがわかる。無責任なスソ切りと埋め捨て処分こそ、後世代にツケを残すことです。	

番号	No. 69
概要	
極低レベル放射性廃棄物であっても（p. 13(2)）、安全であることの異議を行ってからしか、廃棄物の穴に埋め捨ててはいけません。	
意見	
「廃棄処分」とは 廃棄物の穴に埋め捨てることでしょう。単に穴を掘って捨てるということに「廃棄処分」というもっともらしい言葉を使うのはやめましょう。 日本原子力研究所「PDR解体から発生した「極低レベル放射性廃棄物」のコンクリート等が「『廃棄処分』により埋設異地試験がなされている」とあります。」「PDRの埋め捨ても実地試験であって、安全であるという証明はまだありません。1986年に始まったばかりの試験が2年足らずで安全宣言できるものではないはずです。この試験を何百年経って結論を出すのですか。 「『廃棄処分』により処分することが適当である」と決めるのは置き場に困った者の言い訳に聞こえます。 R1の使用量、原子力発電、その他放射線使用機関での無制限な使用をまず見直すべきです。	

番号	No. 70
概要	
(1) 放射線の減衰に応じた管理及び参考資料9には「段階管理」の時間が記されていません。これでは考えるための情報が不足です。	
意見	
「段階」管理 の各段階ごとの「時間」目盛りがないのはなぜですか。これで国民に“あなたも使ったのだから処分を考えなさい”というのは無理です。 段階管理の第3段階以降はどうするのですか。その土地は売却するのですか。人が住むことも可能だと言うのでしょうか。 段階管理という言葉は分かりにくい言葉です。最終的には放置するのですか。何百年も何千年も後まで“ここを掘ってはいけない”とだれが規制し続けるのですか。	

番号	No. 71
概要	
「R1・研究所等廃棄物」の発生者や製造者は処分のための方針作りや規制作りに参加願うべきではありません。	
意見	
R1調査関係者、試験研究所、核燃料物質の使用者及び、製造・制作関係者はその処分の方針作りに参加してはいけません。 一般産業廃棄物の処分に關しても、その発生者が処分規制に加わることはありません。 発生者や関係者は少しでも安く安易に捨てることを考えるのは当然です。利害関係のない、しかも放射能の危険性に熟知した人が行うべきです。	

番号	No. 72
概要	
医療施設でのレントゲン撮影の際の説明と同意を十分に行い、不必要なレントゲン撮影を減らすなどして、放射性廃棄物の発生量を減らすべきです。	
意見	
学校での集団レントゲン撮影が廃止され、児童・生徒の無用な被曝を減らすことができたのは評価できます。しかし、医療施設でもレントゲン撮影の必要性や危険性について、十分に説明と同意を行うなどして無用な被曝を減らし、放射線の使用量を減らすべきです。人が生体受けたレントゲン撮影の種類や枚数を記入する「放射線使用手帳」のようなものを作り、被曝の危険から人体を守り、かつ放射性廃棄物の発生量も減らす方向を取るべきです。	

番号	No. 73
概要	
意見	
RI・研究所等廃棄物の処理処分に関する基本的考え方について（案） （以下では単に案と記載する）では、RI・研究所等廃棄物の処理および処分に関する技術的および制度的事項について、一通りの検討結果が示されており、基本的に十分なものであると考えます。しかし、「はじめに」で調査的には記述されているものの、人間の持続的な発展のためには、RIや核燃料物質等の利用は有益かつ不可欠である点をより明確に記述された方が、国民の理解が得られるのではないかと懸念する次第です。 また、便益を受けた世代が「後世代に負担を残さないこと」が世代間倫理の観点から重要であります。そのためには、安全性にも留意しつつも経済的にも合理的で、早期に処理および処分が実行に移されるような制度の構築が何よりも肝要であると考えます。一つの方策としては、保管履歴の状況から処理・処分を促す法制化もありうるのではないかと考えますが、基本的には排出者による分別を促し、国全体での不必要な経済的負担を減らす上でも、クリアランスレベルの早い時期での合意と計画的なアナウンスメントが必要であると考えられます。案では、このクリアランスレベルについて、原子炉施設から発生する廃棄物のクリアランスレベルの設定について検討が行われていること、および、RI・研究所等廃棄物についても引続き検討が行われることが紹介されているものの、もう少し遅込んだ報告を案に盛り込んでいただきたいとの思いがします。 有害な物質を含む放射性廃棄物への対応に関連して、基準等の整備、有害な物質の溶出抑制を一層高める固化技術開発とその浸出率の評価等の研究開発を進めるとの表現がありますが、放射性廃棄物や化学物質に関しては、放射性でないこれらの廃棄物の処理・処分との整合性を慎重かつ十分に検討いただきたく、固化技術開発とその浸出率の評価等の研究開発を進めることだけでは必ずしも有害な物質を含む放射性廃棄物の合理的な処理・処分につながらないのではないかと危惧します。	

番号	No. 74
概要	
徹底した分別処理および減容化、無害化、安定化処理を踏まえ、人工バリア、天然バリアによる生活環境への移行抑制を、十分な監視体制のもと実施する。原則賛成です。	
意見	
今回の「RI・研究所等廃棄物処理処分の基本的考え方について」の報告書（案）に対する意見を下記に述べる。 基本的考え方に記載の処理・処分の分別処理および減容化、無害化、安定化処理を踏まえた人工バリア、天然バリアによる生活環境への移行抑制をする。この事について、十分な監視を行う事を付帯したうえで原則賛成です。 ただし、天然バリア、庫裏り処分については、過去のコンクリート固化技術に対する十分な検証がなされたうえでのことと考えられるが保存期間を踏まえた健全性の維持に不安です。材質の劣化はあるが、老朽化後の漏水は計算上よりはるかに短い期間で防水性が劣化している。基本的にコンクリートは絶えず健全性の維持をしないと酸性雰囲気では防水性を担保出来ないのではないかと。 天然バリアについても、その自然環境がはたして、50年間の健全性を保てるのか。環境、放射能濃度の監視を厳密しておくべきで無かるか。コストがかかるが、廃棄り処分の段階でも定期的な監視体制が必要なのではないか。 列挙される以下の廃棄物の処分については、一般産業廃棄物として処分することで、簡単に1/2以下への減容が可能であり、費用・利便の観点から、効果的な施策である。現実問題として、処理処分を急がなければならない状況の認識ではあるが、安易な妥協は禁物であり、十分なコンセンサスが取れるような検証データを提示したうえで、実施する方が安全側のメリットに合致するのではないだろうか。 なお、原案には具体的実施計画を明示して欲しい。	
以上	

番号	No. 75
概要	
TRACERに利用される核種である、 ^3H 、 ^{14}C 、 ^{35}S 、 ^{32}P などの液体シンチ液の処理・処分について、技術的検討を加えて貰いたい。	
意見	
放射線利用統計1997年版によると、過去5年間の非密封RIの中で、^3H、^{14}C、^{35}S、^{32}Pなどの核種の利用状況はそれぞれ年間使用量で350、430、930、370〔GBq〕であり、増加こそしないが、平均的に高いレベルの使用量を示している。 これらの核種は主に遺伝子研究などのTRACER利用で消費され、その大部分は最終評価手段として、液体シンチレーション・カウンタで計測される。そのとき、発生する廃棄物はトルエン、ジオキサン等の有機可燃物液体あるいはゲル化された状態の廃棄物として存在する。 なお、これらの核種は短半減期核種の^{35}S、^{32}Pを除き10年以上の長半減期核種のため、50年の保管期間で、^3Hは、約17分の1になるが、^{14}Cは殆ど減衰しない。 これらは、一部有機液体からRIサンプルを分離して減容化がなされているようであるが、その殆どは国産機関や大学等の使用事業所で保管廃棄されていると思われる。 しかるに、不審なことにトルエン等の有機可燃物は一定量以上の保管については、危険物として消防法の適用を受け、貯蔵の許可を受けなければならない。したがって、各事業所では累積する廃液の増加により使用を制限する必要が生じる。 この保管廃棄の数量は利用統計に反映されていないので、把握できていないが相当量が保管廃棄されていると思われる。もっとも、実際の廃棄物の発生形態から、放射線強度を推定すると殆どはクリアランスレベル以下の濃度の廃棄物と思われる。しかし、有機液体との混合廃液であるので分離廃棄が望まれる。分離廃棄技術の実用化を促進し、早期の問題解決が必要である。 これらの廃棄物についても専門部会で十分討論されているものと思われるが、基本的考え方(案)に明確に記述されていないので、内容は不明であるが今後の検討課題として考慮いただきたい。 以上	

番号	No. 76
概要	
処理処分には廃棄物の分別管理が不可欠だが、分別困難な廃棄物への対策や、各事業所への分別管理の指導体制を整える事が必要ではないか。	
意見	
放射性廃棄物の安全・合理的な処理処分を行うためには放射線強度や性状、有害物質の有無等による廃棄物の分別管理が不可欠であり、今回の報告書案ではこの分別管理が、RI使用者や研究機関で適切に行われている事を前提に検討されている様である。 しかし、RIの使用状況・方法や研究等に使用する機器の構造上、これらの廃棄物の分別管理が困難である場合が多い。また、ホリ製品・塩ビ製品・プラスチック製品の様に見た目では材質の区別がつかず、使用者が可燃不燃等の判断をするのが難しい物も多い。さらに、各事業所に保管されている過去に発生した廃棄物の多くについては、適切な分別管理は期待できないであろう。 この様な現状下で今回の報告書案が制度化された場合現場に多くの混乱をまねくのではないかと。その為、廃棄物の区分に該当しない廃棄物が発生したり、また各区分の廃棄物に他の廃棄物が多量に混入し処分場に持ち込まれると、地域住民の信頼を失う事にもなりかねない。 この様な分別困難な廃棄物への対策や、廃棄物の分別管理の手法等に対する各事業所や研究機関への指導・助言・相談体制を整えるとともに、報告書案の実施スケジュールにも明記する必要があるのではないかと。	

番号	No. 77
概要	
R1・研究所等廃棄物の処理処分方策を早急に確立する必要性を明確にするため、発電所系廃棄物とR1・研究所等廃棄物の相違点を明確にする必要があると考える。これは「はじめに」の冒頭部分でもう少し触れるべきではないか。	
意見	
現在、六所建設センターでは発電所系低レベル廃棄物の処分事業が行われている。そこで、一般的に疑問として浮かび上がるのは発電所系廃棄物とR1・研究所等廃棄物の相違点であろう。同じ放射性廃棄物に対して、なぜいろいろの処理・処分方策を検討する必要があるのかもう少し、一般の人々にその意義がわかるように違いを明確に記載した方がよいのではないかと考える。	

番号	No. 78
概要	
R1・研究所等廃棄物の処理処分方策の焦点は多量に発生するクリアランスレベルの再利用もしくは処分方策であり、早急に方策の検討及び規制制度の整備が必要である。	
意見	
R1・研究所等廃棄物のほとんどが低レベルもしくはクリアランスレベル以下であることから、これら廃棄物レベルの低い廃棄物の再利用もしくは処分が重要な焦点であることは十分に理解できる。低レベル廃棄物に関してはJPRR解体廃棄物の処分実績からおおよその方向性が見えると考えられる。しかし、クリアランスレベルに関しては①再利用、②処分という2つの選択肢が考えらる。これは原子力関連施設解体に伴い発生する廃棄物の処理処分方策においても同様な選択肢が存在する。最近の状況として、原子力関連施設解体に伴い発生する廃棄物に対しては限定再利用という方策も考えられている。これは一箇所から短期間に同材質廃棄物が多量に発生すること、関連施設内における再利用需要が存在するためであると考えられ、一方、R1・研究所等廃棄物は少量の廃棄物が多数の関連施設から材質の異なる廃棄物が発生すること、再利用先の需要も少ないと考えられることから考えると、R1・研究所等廃棄物の限定再利用という選択肢は困難であると考えられる。R1・研究所等廃棄物の処理処分方策の課題はクリアランスレベルを如何に無拘束再利用するかもしくは如何に処分するかであると考え、これには早急にクリアランスレベルに関する規制制度の整備が必要であると考え、	

番号	No. 79
概要	
1. 2. 2 (1) 放射性核種の種類について、1年未満の半減期区分をもう少し分割して放射性廃棄物の核種を分ける。	
意見	
放射性廃棄物の処理において、短半減核種の減量処理は有効な方法であり、半減期が1年未満の放射性核種は202核種と大きくまとめているが、放射性医薬品の大半は10日未満であり、1年未満を10日未満、10日-30日未満、30日-100日未満、100日-1年未満として区分することにより、20半減期、30半減期による減量処理の対象核種の種類をさらに明確に区分できると考える。	

番号	No. 80
概要	
1. 2. 2 (2) 放射能濃度による区分について、放射性物質としてその特殊性を考慮する必要のないクリアランスレベルの導入は有益な方法である。	
意見	
放射性物質としてその特殊性を考慮する必要のない基準として、クリアランスレベル以下を廃棄物管理に導入することは有益であり、有限な資源を無駄にしない方法として合理的である。なお、IAEAの示すクリアランスレベルについて、我が国に導入する場合には、IAEAのレベルを参考に国民の同意が得られ易いレベル、例えばIAEAの示すクリアランスレベルの1/10以下については、一般廃棄物の取り扱いで処分等、放射性物質としてその特殊性を考慮が必要ない場合のその後の対応について、厚生省所管の廃棄物法の取り扱いを含め十分な検討が必要である。	

番号	No. 81
概要	
2. 1. 1 処理方法について、短半減期核種については、20半減期以上の保管確保で処理することが適当である。	
意見	
半減期が1時間以下、1日以下、10日以下と半減期の短い放射性物質は、他核種の混合を防止を確実にし、一定の期間としてその短半減期核種の、20半減期、30半減期と明確に減衰保管確保することにより、100万分の1、10万分の1に減衰することで、有効に放射性廃棄物としてその特殊性を考慮する必要のない基準以下が確保できる。 従って1GBq/gオーダーの放射性物質は30半減期の保管により明確に1Bq/gオーダーの物質になる。	

番号	No. 82
概要	
2. 1. 2 廃棄物の隔離について、放射能濃度が極めて低い廃棄物の内、短半減期核種核種については、その保管期間による減衰率で推測できる。	
意見	
短半期核種の減衰処理を行う廃棄体については、初めの廃棄量（使用量）を基準に20半減期の保管により、廃棄量（使用量）の100万分の1の濃度以下であることは、容易に確認できる。	

番号	No. 83
概要	
この報告書の放射性廃棄物として、有機性液体廃棄物に関する記載がない。	
意見	
RI廃棄物の現状として、有機性液体廃棄物は現在各事業所内で焼却処理を行っているが、中小事業所内の放射性物質使用量で焼却するためのコストのその危険性もあり、安全性の高い専門集中処理方法が合理的である。	

番号	No. 84
概要	
この報告書の放射性廃棄物として、国際規制物質として少量の核燃料物質の廃棄物に関する記載がない。	
意見	
大学及び病院においては、少量であるが電子顕微鏡の染色剤として国際規制物質の劣化ウランの核燃料物質を使用しており、その廃棄物は現在は事業所保管として、年々累積している。核燃料物質の廃棄物集積についても検討する必要がある。	

番号	No. 85
概要	
2. 3 (1) 放射線の減衰に応じた管理について、かなり長期間に渡り監視し、管理し続けるための組織とその管理者が必要である。	
意見	
放射性物質を長期に渡り人工バリアから漏出及び放射性物質の生活環境への移行を監視し、特定行為の禁止等を行う管理を確実に実施し続ける必要がある。そのため、国家として長期間の安全管理体制を維持し、その管理組織を担保するための十分な資料と人材を提供する必要がある。	

番号	No. 86
概要	
IAEA定数のクリアランスレベルは高過ぎるので、我が国適用する場合は1以下のファクターを乗じてレベルを下げるべきである。	
意見	
私は日本アイソトープ協会放射線取扱主任者部会本部運営委員会、同幹事会における検討結果を同会を代表して意見を述べる。 IAEA定数のクリアランスレベルは現在の日本におけるR1管理の実体と比較して著しく高い値である。除害防止における管理区域からの搬出物の表面汚染密度限度 $4.0\text{Bq}/\text{cm}^2$ と比較すれば明らかであろう。実際の管理は表面汚染密度限度 $1/100$ 以下で行われている。クリアランスレベル以下であれば一般廃棄物として扱われることになる。仮にIAEAのクリアランスレベルが実施されると日本における放射線管理は根拠から覆されることになる。大学等における研究環境は汚染され、データを信頼されなくなり、研究が出来ない状態になる。 クリアランスレベルの設定は必要であるが、我が国においてクリアランスレベルを実施するに当たっては、IAEAのレベルを参考しつつ我が国における放射線管理の実体に準じたIAEAのレベルより低い適切なレベルを設定すべきである。	

番号	No. 87
概要	
日本におけるクリアランスレベルは濃度のみでなく、総量及び経過半減期数で指定すべきである。	
意見	
私は日本アイソトープ協会放射線取扱主任者部会本部運営委員会、同幹事会における検討結果を同会を代表して意見を述べる。 日本におけるクリアランスレベルは一回で一般廃棄物として廃棄可能な総放射能と濃度を指定すべきである。たとえば半減期1週間の核種については、総量20GBqの場合20半減期後には一般廃棄物として廃棄可能とする。 濃度のみでの指定では、大量に集積した場合に起きる総量上昇に対する抽吸の危険を避けることが出来ない。現に天然物からのY1抽出残渣等の集積場所におけるように、高総量率になるため周囲を立入禁止として管理しなければならない順の問題がある。	

番号	No. 88
概要	
処分場の管理は長期的な観点に立った安全管理体制を登えるべきである。そのためには純民間の管理組織は適当でない。	
意見	
私は日本アイソトープ協会放射線取扱主任者部会本部運営委員会、同幹事会における検討結果を同会を代表して意見を述べる。 例えば300年後に処分施設を解除し一般用地に転用する場合、300年間処分施設を安全に管理しなければならない。営利を目的とする企業が300年間管理することは誰にも保証できない。施設内の廃棄物の記録が失われる等の事態が生じ、施設の廃体が判らなくなってしまう恐れがある。従って、この種の事業は何らかの公的機関または半官半民の企業体等に行わせるべきである。	

番号	No. 89
概要	
今後の廃棄物の処理処分に関する審議は全て公開とし、広く国民の意見を求め、コンセンサスを得てから方針を決定するべきである。	
意見	
私は日本アイソトープ協会放射線取扱主任者部会本部運営委員会、同幹事会における検討結果を同会を代表して意見を述べる。 今回原子力委員会原子力バックエンド対策専門部会が広く国民の意見を求めたのは大変結構なことである。最終結論が大事であることは論を待たないが、審議の経過、手続きも同程度に大事である。今後始まると思われる関連事項の具体的な審議においては審議会、議事資料、議事録等を公開とし、広く国民の意見を求め、偏りした結果にもとづいて、我が国における廃棄物の処理処分の方針を決定するよう審議の公開制、透明性を持続願いたい。	

番号	No. 90
概要	
使用済国際規制物質、放射性有機廃液も処理処分の対象とすべきである。	
意見	
私は日本アイソトープ協会放射線取扱主任者部会本部運営委員会、同幹事会における検討結果を同会を代表して意見を述べる。 今回のバックエンド案では使用済国際規制物質、放射性有機廃液処理処分を取り上げていない。放射性有機廃液は現在廃棄物を発生する施設において高圧な焼却炉を用いて焼却処分されている。個々の施設から発生する廃棄物量は多くないので、焼却に不慣れな者が時々作業することになる。経済面、安全面、効率面から集中的に処理、処分することが望ましい。使用済国際規制物質は現在科学技術庁により金で保管する様に行政指導されている。これらは大学等の研究機関を中心に大量に保管されている。全国調査が行われていないので、全国の実状を把握している者は誰もいないはずである。現時点において使用済国際規制物質の扱いが全国的な問題となりつつある。放置しておく社会的な問題に発展することは明らかである。放射性有機廃液、使用済国際規制物質も処理処分の対象とすべきである。	

番号	No. 91
概要	
処理処分は技術的裏付けに基づいて速やかに実施すべきであるが、第3者機関による定期的な見直しを法制化しておくべきである。	
意見	
R1・研究所等廃棄物処理処分の基本的考え方について（案）は概ね検討すべき問題点を網羅しており、しかも実施のスケジュールにも言及している。長年の懸案であったこの問題を解決することは我が国の安全と産業、研究の発展にとって不可欠である。絵に描いた餅に終わらぬように慎重かつ果敢に実施願いたい。なお、実施にあつたては論議を尽くすことは当然であるが、十分な環境対策をたてると共に試行段階あることを自覚して、2～5年に一度ずつ実施計画、方法を見直すことが必要である。国土の広いアメリカが問題無いとして砂漠に放射能汚染物を投棄してきた結果現在環境汚染が深刻になり、社会問題化している。残念な例であるが、他山の石とすべきである。一度方針を決定したとしても、それに縛られることなく、常に引き返す可能性を保障しておくべきである。そのためには第3者機関による外部評価に基づいて定期的に見直しを行うように法令中に明記すべきである。	

番号	No. 92
概要	
素文中頁質6の伊規制法の被曝評価②の居住シナリオにおける被曝時間73日/年の仮定は誤りである。	
意見	
素文中頁質6の伊規制法の被曝評価②の居住シナリオで被曝時間73日/年と仮定しているが、処分場直上の日本式木造一戸建て住宅の住民、とりわけ乳幼児を考えると、戸外でも屋内でも外部被曝線量は変わらないばかりでなく、乳幼児は時々外出する場合を除いてほとんど365日/年居住している。この年間20%の時間を戸外で過ごすという仮定はコンクリート又は石造の集合住宅を念頭に置いた仮定である。この仮定によって被曝線量を20%に減少させることが出来るという仮定は、故軍に被曝線量を減少させようとしているとの誤解を与える。こういった誤解は結果的に処理処分を遅らせることになる。日本の住環境に合わせた安全側にたった仮定を設けるべきである。	

番号	No. 93
概要	
伊規制法の濃度上限値導出時の想定被曝量を明示願いたい。	
意見	
伊規制法における濃度上限値導出時の想定被曝量は公衆にどの程度の被曝が許されるかという問題と等価である。この値があらゆる処理処分の方針を決定する基礎である。専門家以外にも理解出来るように基準となった値を明示願いたい。	

番号	No. 94
概要	
案文中頁責11(3)管理処分場の浸出廃液処理設備は必ず設置し維持できる体制を整えておくべきである。	
意見	
案文中頁責11(3)産業廃棄物最終処分場に例示してあるように浸出廃液処理設備は必ず設置すべきである。最近マスコミによって浸出廃液処理設備を有しない産業廃棄物最終処分場からの浸出廃液が管理されることなく、近辺の小川に垂れ流しになっているため、水生動植物の生態系が著しく損なわれている事例が報道されている。バックエンドの場合は放射能が漏れるために問題が一つ多くなっている。放射能濃度の管理は当然として、産業廃棄物からの浸出廃液の管理と無害化を目的として長期的に維持出来る組織を整備しておくべきである。	

番号	No. 95
概要	
意見	
廃棄物の処理方法の記載について 「1.2.1 処理方法」の項中で「放射性廃棄物の処理技術は、日本原子力研究所や原子力発電所等において、焼却、セメント固化等により既に実用化されており、十分な実績を有していることから、」の記載がある。確かに、可燃物の焼却及びセメント固化の実績はあるが、現在まで処分を目的とした固型化の実績を有しているのは、「放射性廃液」・「使用済み樹脂」等の均質・均一固形体である。R1廃棄物のほとんどを占める、軽固化体廃棄物の処分目的の固型化は、技術的検討が終了したところである。また、焼却灰の固型化も本格的には行われていない。 このような状況では、本報告書の記載は誤解を招くおそれがある。	

番号	No. 96
概要	
意見	
密封線源の廃棄について 「1.2.2(2)放射能濃度による区分」の最後に、政府の濃度上限値を超える低レベル放射性廃棄物が、今後50年間で「H、¹⁴C」を用いた密封線源で約2千本、放射能濃度が約1GBq/lを超えるTRU核種を含む放射性廃棄物に相当するもので約1千5百本と推定しているが、濃度上限値を超える廃棄物について（放射能濃度等の）明確な規定がない現在 ①「濃度上限値を超える低レベル放射性廃棄物」と表現してあるが「濃度上限値を超える放射性廃棄物」とした方がよいのではないか。 ②今後50年間で予想される本数は、A型輸送物として運搬可能な放射能量から推定したと思われるが、処分方法等によっては、JP 1、BM型またはBU型輸送物として運搬し、処分した方が有利な場合も考えられる。 濃度上限値を超える放射性廃棄物の、処理・処分方法を議論するに当たり、重要な情報となる上記密封線源の内訳及び廃棄物本数の推定方法は、資料として添付等してほしい。	

番号	No. 97
概要	
意見	
重金属等有害な物質の処分について	
「2.2.1 処理方法」の②に有害物質の重金属は分別し無害化する事とし、無害化の例として鉛の汚染物があげられており、「除染し有効利用を図ることも重要である。」と記されている。この記載を読むと、「鉛は除染し、処分は避けなさい。」との印象を受ける。私自身、有害物質を分別することにより、「廃棄り処分」可能な廃棄物が増えることは経済的にも有効と考えている。また、除染し資源を有効に利用（現状では管理区域内での再利用率に限られるとは思うが）する事は必要と考えている。しかし、RIによって汚染したものの除染は、放射線作業の時間を増やすことになり、作業者の内部被ばく等を引き起こす機会が増えることとなると同時に、汚染の拡大の可能性もある。 これらを考慮すると、「管理型処分場」での処分の方が、放射線被ばく及びコスト的にも有効なケースも多々あると考えられる。 もし問題なければ、「廃棄物の形状・汚染状況等を考慮し、処置・処分方法を選択する必要がある。」という考えで、報告書の記載を考慮してはどうでしょうか。	

番号	No. 98
概要	
「放射性廃棄物」に関わる事故・トラブルの発生防止は「処理・処分」実現には欠かせない。事故の多くは「保管」中に起っているので「保管」技術の確立を強く勧告したい。	
意見	
1. 属そのものは 大まうまうまとめられていて、特に異論はない。あとは折角まとめた「基本的考え方」が具体的な形をとり、「RI-研究所等廃棄物処理処分」が具体化するよう努力することだと思う。 2. 実体化が達成される時期については、添付の参考資料13において流れのみしか示されておらず、事業主体設立を2000年頃と予定しているが、流れの中の各ステップをクリアするのにどの位の期間が必要かということも、明らかににはなっていない。 3. このことは、現在「RI-研究所等廃棄物」を抱えこんでいる諸機関は、今後ともかなり長い期間「廃棄物」を「保管」し続けなければならない、ということを示唆する。 4. そこで一つ指摘しておきたいことは、過去に発生した「廃棄物」に関わる事故・トラブルの殆んどは、「保管」中に生じているという事実である。 5. そうした事故・トラブルの内容を解析してみると、当事者の多くが「保管」を「処理」、「処分」と並ぶ工学的行為とは認識していなかったことが原因であるように思われる。 5. すなわち、「保管」とは①廃棄物中の放射能は不動態または極めて低減化されていて、かつ、環境からの隔離が完全に行われている。②隔離されている廃棄物の計数・計量管理がキチンと行われている。③前記①と②の条件が維持されていることが常に監視されている。④隔離・計数・計量が破れた時は直ちに復元できる、という状態を長く続ける技術行為であるとは認識されていなかった。 6. 不意にして、規制法、廃防法の双方ともが上記の条件の遵守を求めている例を知らない。 7. 「処理・処分」実現への努力の一端として「保管」の技術的クライテリアを明確にして、関連する諸機関が統一した技術基準を持つようにする必要があろう。	

番号	No. 99
概要	
現実の基本的考え方は不十分で「さいごに」に記述ある…当該事業に対する国民の不安をなくし、理解が得られることが不可欠である。…との実施条件はクリアされない考え方。	
意見	
実際に処理処分施設を受け入れる地元住民や後の世代は何を期待し憂慮するだろう？どのような物がどれ位の放射能でどれだけあるかは基本情報だが、それが問題なのは環境や心身へのリスクが有り得るから。リスク評価を要の要員でもあった中西準子らの研究していた残存余命による評価法など分かり易く具体的に、他のリスク物質などとの比較も出来る方法などで実施説明。 日本だけが関係ある案件ではないので、他国での実際も調査交流し、結果を分かり易く伝える。特に大切なのは日本よりも先行していて、所によっては反対や批判もある場合その内容。 日本でもごみ問題は反対と批判の多い問題の一つでもあり、同様の問題も抱える他のごみ問題の当事者や反対批判派などの本件への積極的参加協力も不可欠。委員の松田美奈子ら一人では不足、行政の関係者含め、社会学者心理学者などからも応援必要。 そして処理処分の場所はそれら処理処分を必要とする物質によりメリットを生み出している所との併設が、安全管理等にも優れ国民からも受け入れやすく一筋にすべき。負担だけの過疎地等への押し付けの時代は現世代で終わりにするのも後世代への責任。 説明の義務と知る権利のセットがこれからの標準。説明は対面継続型で聞く姿勢が大切。R1などの利用研究とその処理処分全体の良い点悪い点をはっきり正直分かり易く伝え、幾つかの選択肢から国民と共に協議選択出来るように実施。 少なくともこれくらいやってなんとか安心や理解を得られるのではないか。ソフトとハードを区別し、ソフトにもお金と手労をかけてこそ、優れたハードも生まれようまくいく。ここでのソフトは考え方や設計図、計画などだが、要員と実施当事者だけでは良いソフトは作れない。それは力不足なのでなく、このソフトの制作必要メンバーと参加分野が足りないから。それでも思ったよりはしっかり検討してくれて嬉しかった、要員などの皆様御苦労様、ありがとう。	

番号	No. 100
概要	
意見	
放射線取扱主任者として、医科大学の研究施設で主に非密封の少量のR1を使用する者、及び診療において間短かい時間で減衰するR1を使用する者の立場で、意見を述べさせていただきます。 私たちのような事業所では、個体のR1廃棄物に関して、ほとんどR1を含まないと考えられるものまでが、放射性廃棄物として排出（日本アイソトープ協会引き渡し）されていることは周知のことです。 報告書中、表1の廃棄物数量をみてもクリアランスレベル以下のものが全体の55%、低レベルのものを含めると88%にのぼっていることは驚くべきことです。私達のような事業所から排出した廃棄物が全体の量を増加させ、本当に安全を確保するために十分な考慮を要する必要がある、もっと少ない量のR1廃棄物の処理処分に支障を来しているという状況は実に不合理であると考えます。 R1廃棄物問題検討の最初の段階として、個体廃棄物の発生量を減少させる（正確にはR1廃棄物以外はR1廃棄物として扱わない）という原則を確認し、まずその方針が実施されるべきではないかと考えます。もしこの点についてすでに検討されているのであれば報告書等にその経過も公表されるよう希望致します。 現状はあくまでも法（障害防止法等関係法令）の規定によりこのような不合理が発生しているわけで、少なくともクリアランスレベル以下のものは、使用する事業所の段階においてR1廃棄物として扱う必要のないことができるようにする関係法令の改正を希望します。 なお、このような意見は放射線取扱主任者の集まりである放射線取扱主任者部会（日本アイソトープ協会）をはじめ、関係者でもかなり以前から検討されてきたことを申し添えます。	

番号	No. 101
概要	
クリアランスレベルの導入は、場合によっては現行法令におけるRIの定額の変更が必要になる可能性がある。	
意見	
表1の註3)によれば、クリアランスレベルには、IAEAの新BSSに記載のものの採用が前提となっているように読めるが、そうだとすれば、原稿法令におけるRIの規制の方策とは首尾一貫性が保てない。これについての対策が検討されていないのは問題である。	

番号	No. 102
概要	
クリアランスレベルの導入に際しては、加速器放射化物の取扱、雑項RIの取扱などにおける合理的な規制のあり方との整合性を図る必要がある。	
意見	
クリアランスレベルの導入は、放射線施設における廃棄物の処理処分のみならず、加速器放射化物の取扱や、雑項RIに係る規制のあり方の検討等にも必要であり、原稿法令における“放射性同位元素”の定義との整合性の検討をも含め、統一した方針が必要である。	

番号	No. 103
概要	
クリアランスレベルについては定額または核種毎の数量(票)を明示すべきである。	
意見	
14頁の表2によれば、クリアランスレベル以下のものに係る廃棄体数量の見積もりがなされており、クリアランスレベルの値としては、IAEAで提案されている値を参考にしたと注記されているが、本報告書には具体的に如何なる値を採用するのが明記されていない。クリアランスレベルの導入は、予てより各方面から切望されているものであるが、具体的な数値を示さずに議論を進めることは導入の可否に対する判断を困難にする。	

番号	No. 104
概要	
radioisotopeを放射性同位元素と訳しているが、放射性同位体とする方がよい。	
意見	
radioisotopeを放射性同位元素と訳さなければ、“点”が取れないのは放射線取扱主任者の国家試験であるが、大学入試では、放射性同位体と訳さなければ点が貰えない。科学技術庁と文部省の整合性を取ることも望ましく、学界が採用している後者を用いることが適切である。	

番号	No. 105
概要	
核燃料物質とR1の分類を止め、放射性同位体の安全管理を一体的に行うことが望ましい。	
意見	
現在の法令では、核燃料物質の規制とR1の規制とは、それぞれ独立になされ得ることを前提としているが、双方の規制を受ける施設では、両者の規制内容やそれに基づく行政指導の内容が必ずしも整合していないため、管理上困難を生じている。	

番号	No. 106
概要	
加速器放射性化物の処分法として、遮蔽体コンクリート中への埋設による処分も可能にして欲しい。	
意見	
加速器施設のコンクリート遮蔽体は、それ自身高い遮蔽能力を有するので、その中に金属部品等非圧縮性の放射性化物を埋め込むことにより、放射性化物をサイト内で処分し、もって資源の有効利用に資すると共に、発生する放射性廃棄物の減量につなげたい。	

番号	No. 107
概要	
最終的には放射性廃棄物としての処分になるが、R1廃棄物と研究所等廃棄物を一体として論じているが基本的には分離して考えるべきものである。	
意見	
その利用法についてもその放射線・放射能レベルについても、一般にR1と核燃料物質等とは相当異なっているものである。 既に法令自体も「放射線障害防止法」と「原子炉等規制法」と分離されている以上、それぞれの現行法令に基づいた現実的な対応、特に処理について、まず十分行うべきである。 更に最終的にはR1・放射線といった観点から国としてこれらの放射性物質（R1廃棄物と研究所等廃棄物）の処分を議論すべきである。 研究所等廃棄物といった用語の定義づけも、誤解を招きやすい。これは核原料・燃料・核燃料物質と定義すべきものである。 本報告書でいわれているR1廃棄物については既に日本アイソトープ協会が中心となり一元管理システムでおこなわれその費用も既に国庫済みであるが、研究等廃棄物についてはここから始めなくてはならない。	

番号	No. 108
概要	
処理処分という用語とその考え方について、これは分離して考えるべきものである。原則として処理は各事業所、処分は国・行政が責任をもつべき性格のものであろう。	
意見	
これは、ひとつの用語として用いるのではなく、法的にも独立して定義されて いるものであり、処理と処分に分けて明確に使い分けるべきものである。 本報告書では、その点の分離が不明確である。 すなわち、処理は基本的には使用者責任として可能な限り各事業所が責任を もって対応すべきものであろう。しかるに、処分というものは、非常に長期にあるいは永久に社会から隔離し監視してゆかなければならないものである。勿論費用面での応分の負担は負うべきであるが、個々の事業所にゆだねるのは困難であり国家・行政で行うのが妥当であろう。 その際、社会にに対する放射線取扱主任者などの専門家の役割も明確にするべきであろう。本報告書の目指すところが、具体的に十分理解できない。	

番号	No. 109
概要	
R I 廃棄物問題のみになるが、現状の廃棄物の問題への対応としての規制緩和の必要性。	
意見	
R I 廃棄物については、日本アイソトープ協会が一元的に中間処理を含めた業務などの廃棄物処理業を行ってきたが、非常に不十分なままに推移してきている。 現行の「障害防止法」の適用をまず最大限に活用し、少なくとも処理については、十分な対応がとれるはずである。 これらも、もっと民間にも廃棄物処理の業へ参入させもっと民間の活力を積極的導入すべきであるとともに、R I 使用許可事業所においても使用の範囲における減容などの処理について認めるなどの規制緩和が必要である。	

番号	No. 110
概要	
クリアランスレベルについては、R I 利用の立場からすると、今一度その基準を見直すべきである。基本的には不必要である。	
意見	
いたずらに、設定し無用の社会的に無用の不安をいだかせるのではなく、いずれ処理しなければならないものであれば、R I - 放射線にかかわってきた集団として十分な対策をたて、最後まで責任を持つべきであり一般社会の廃棄物問題にうわめせずべきではあるまい。 現在一般の廃棄物処理に種々問題を抱えているときに、新たな火種を振り込むようなことはすべきではない。 クリアランスレベルの設定の必要性を今一度原点にかえて考えていただきたい。	

番号	No. 111
概観	
難しい事項だが、できるだけ分かり易い内容で、かつ説得力のある報告書を作成していただきたい。検討はR1廃棄物を優先させては。	
意見	
R1・研究所廃棄物について今回のような報告書(案)を取りまとめられたことに対して関係者に敬意を表します。 ただ、放射性廃棄物対策は何か五月雨式、場当たり的に対策が図られているような感じがまず否めません。海外でもこのような形で検討が進められているのでしょうか？放射性廃棄物についての総合的かつ基本の方針というものはあるのでしょうか？ 今回のR1・研究所廃棄物にしても、議論が本格的に始まったということの良いことだと思いますが、内容については、少し難しく、私たち一般人には分かり難い内容です。大切なことだから、より分かり易く解説をし、提案をすることがこれからの国の報告書のあるべき姿ではないのでしょうか？マスコミ(特に新聞)は難しい内容も比較的分かり易い文章で書いてくれているように思います。 そもそも何故、R1廃棄物と研究所廃棄物の処理・処分を一括に考えなければならないのでしょうか？報告書(案)を見る限り両者は別なもののように感じられてなりません。同じ金面体で検討していった良いのでしょうか？このことも疑問に思います。 私はR1廃棄物の処理・処分が極めて重要かつ喫緊の課題だと思います。私たちの生活に密接に関係する廃棄物なので、こちらの方を優先して検討の場上にあげるべきだと思うのですが、如何でしょうか？ 何れにしても、より深く議論をしていただき、私たち国民が理解、納得できるような施策を立案し、実行に移していただきたいと思います。	
以 上	

番号	No. 112
概観	
R1・研究所等廃棄物は、放射能強度、核種、量等広範囲にわたり、それぞれ処分概念が異なるので、具体的な処分場概念を構築しないと、立地が進まないのではないか。	
意見	
原子力バックエンド対策専門部会の報告書案には、R1・研究所等廃棄物の種類、放射能レベルに応じた処分方法及びその可能性が示されている。しかし、個々の処分場を立地していくことを想定しているのか、あるいは、R1・研究所等廃棄物用の総合的な処分場を想定しているのか分からない。 一番の疑問は、処分場立地である。核燃料サイクル廃棄物処分場の例を見ても分かるように、いくつもの処分場を立地することは、非常に困難なように思える。複数の種類の廃棄物を同じ場所に処分するような総合的な処分場概念の検討や、我が国全ての放射性廃棄物について、発生源別ではなく、種類・性状別に処分場を共用して行くなどの制度的検討をしていく必要があると思われる。	
以 上	

番号	No. 113
概要	
当該廃棄物は原子力発電のものとは異なり、発生源、種類、形状等多様多様の集合体であるため、事業主体の基盤固めが重要。また、過査分がフォローされているのか心配である。	
意見	
・原子力発電関係の高レベル放射性廃棄物に比べて、放射能レベルは余り問題にならないと思うが、それを取っている事業所が大から小まで多種多様、種類及びその形態も多種多様であり、使用目的も検査用であったりして主業務ではないため、関心が低く管理が完全になされていないように感じる。（「中庭に埋めた」との報道のあった？） ・発生者責任とはいうものの、これだけ多種多様では、民間機関でも公的機関でも良いが、非常に強力な実施主体、管理システムを構築する事が必要である。さもないと一般国民の理解は得られない。（「産業廃棄物」の例） ・過去に発生した当該廃棄物はそれぞれのところで管理されているとのことだが、これの組織だった処理方策を確立すると共にその費用負担関係も明確にしていきたい	

番号	No. 114
概要	
(1) 処理処分についての法規制及び規制官庁の一元化 (2) 放射能濃度に応じた合理的な処理処分 (3) 処理処分実施主体の一元化	
意見	
(1) 処理処分についての法規制及び規制官庁の一元化 RI廃棄物の保管廃棄は、陸防法、医療法等より規制され、規制官庁も科技庁や厚生省などにまたがっている。しかし、処理処分に関しては、放射能濃度によっては長期的な安全性確保が必要なものもあり、更に医療廃棄物には感染性等有害な物も含まれ、所謂 Mixed Wasteである。また、発生場所も多岐にわたるため、処分安全性について国民の合意を得るには処理処分法体系の一元化と、規制・監督官庁の一元化が必要であり、国がイニシアティブをとって推進することが望ましい。 (2) 放射能濃度に応じた合理的な処理処分 発生形態や放射性核種の種類が多種多様であるが、多くは放射能濃度が低く、また半減期も非常に短い核種である。したがって基本的考え方に示されるように、濃度区分さらには核種特性（半減期や毒性等）に応じた合理的な処分が望ましいと考える。ただし、これに対しては、国民からの大いなる不安と反発も予想されるため、現在発電所の低レベル廃棄物についても同様の検討を行っているが、この検討状況を踏まえた後に行っても遅くはないと考える。なお処分に関しては、RI取扱数量や核種危険度による分類が他国に比して厳しいとの意見が多々聞かれるので、この国での規制緩和の検討を併せて望みたい。 (3) 処理処分実施主体の一元化 RI廃棄物の処理は、現在（社）日本アイソトープ協会が行っており、一部処理も行っているが、実現可能な廃棄物の合理的確認方法とそのデータの信頼性及び廃棄物の発生から処分までのトレーサビリティを勘案すれば、このような責任ある機関が処理処分を一元的に実施するのが望ましく、国民の合意形成も得られ易いと考えます。	

番号	No.115
概要	
放射性廃棄物の処理・処分について以下の意見があります。	
意見	
・ウラン廃棄物の除染処理でかなりの量（除固体、特に金属汚染物）は持ち出し規準以下である0.4 Bq/cm²以下にすることが可能である。本規準以下の物は放射性廃棄物とせず一般廃棄物として処理できるようにして頂きたい。（規制除外、掘切り値の一日も早い設定をして頂ければ、有用物の再資源化、有効利用がはかれる。有効利用に当たっても限定使用・非限定使用の基準を速やかに設定頂きたい。	

番号	No.115
概要	
まず、国が主体となり、放射性廃棄物全体の問題について広く国民に知らせ、理解させる努力を 行うべき。	
意見	
原子力発電所から発生する放射性廃棄物でさえ同様と考えられるが、国民自らが使用したR1廃棄物についてはなおさら、その処分に知恵を絞らないとならない問題が存在していることを、国民はほとんど、いや全くと言っていいほど知らないと考えられる。国の委員会で報告書まとめたので、意見をくださいではおそらくごく少数の意見しか集まらないだろうし、それで国民の意見を聞きましたでは、単なる形式的な手順を踏んでいるにすぎないと批判されても仕方がないのではないか。それらの存在を知ろうとしない国民が悪いのではなく、きちんと知らせ、理解させようとする手だてを講じていない行政の責任であると考える。 一般のゴミの処分場の立地問題でも全国的に多くの紛糾をみている現在において、「放射性」がくっつくゴミの処分場立地が簡単にできるはずがない。 したがって、地域の受け入れ易さを助長するための地域振興や共生を考えるより、放射性廃棄物全体について現在こういう問題を抱えているということ、あらゆるマスメディアを通して訴え、広く国民の理解と協力を得ることがまず肝要と考える。知らないことについて、国民は勝手なもので感情的な反対しかない。 大きな問題だろうが、「国民にまず知らせ、理解してもらうこと」、このことに国が主体となって関係者と連携して取り組むことが、当処分事業を円滑に進めるに關しての最道なのではないか。	

番号	No. 117
概要	
一般国民として、大まかい問題が存在することを知り、重くと共に、政府や業者任せにせず、自分の問題としてとらえる必要性があることに気がつきました。	
意見	
最近、TVで知る廃棄物処分はトラブルになっている事例が多いようですが、それに比べればR1の処分研究はかなり真剣に進めていることが伺われます。 報告書の内容を押見しますれば、技術的内容は我々素人には、はなはだ理解し難く、広く国民の意見を求めるという目的との乖離が見られます。それに対し、責任分担や事業主体のあり方、処分費用確保等については、理解できるものの具体的なイメージがつかみにくいと思います。 専門家の仕事の一つには、難しいことをできるだけ平易に理解させることがあり、これが信頼感を生み出す源になると考えます。その意味でも、より素晴らしい検討最終結果が示されることを希望します。 次に、世間では原子力発電への批判がよく行われていますが、R1や研究所廃棄物についてはそのような批判はほとんど聞きません。その理由には、明白な事柄があるのでしょうか。それともマスコミの姿勢の問題なのでしょうか。もし後者であれば、すぐに想像するのは冷戦状況下での良い核兵器と悪い核兵器の論調です。 R1は我々の健康に直接関係する重大な問題と考えられますので、先入観のない公平な、透明性を有する議論を進めて頂きたいものです。 以上	

番号	No. 118
概要	
R1・研究所等廃棄物の排出者は自らの責任により処理処分を実施するか又は共同して処分するための事業主体を早急に準備すべき。国は事業実施に向け必要な制度準備を急げ。	
意見	
今回の報告書案で問題にされている廃棄物は、私たちの暮らしに必要な医療や各種研究開発のために使われた放射性物質から生じる廃棄物ということであり、その必要性については言うまでもありませんが、その最終的な処分方法が未確立のまま日常的に使用されてきたという現実そのものに一国民として驚きを感じます。 一般の産業廃棄物の処分を巡り様々なトラブルが報道されている昨今、放射能の危険を有する廃棄物の処分方法が決まらないまま使用されているというのはどういうことなのでしょう。技術的な詳しいことは私にはわかりませんが、専門的な知識を持つ方々が検討した結果今回の報告書案に示された基本的考え方が妥当であると考えられるのであれば、この考え方に基づき一日も早く安全な処分がなされるよう関係者の一層の取り組みをお願いしたいと思います。 基本的には、廃棄物の排出者は自らの責任においてその最終的な処分の準備を整えるべきであるし、処分のための費用もまた排出者が負担すべきであると思います。また、国においては、単なる事業者に対する指導監督という規制者としての立場だけでなく、広く国民一人ひとりの健康と安全を守るという国自らが負っている責務を果たす意味からも、放射性廃棄物の安全な処分のための制度の確立に向け、一層積極的なリーダーシップの発揮をお願いしたいと思います。	

番号	No.119
概要	
原子炉及び核燃料物質は私達の生活の一部となっており、その廃棄物も重要である。国民の理解を再び、核廃棄物行政を積極的に進めていってほしい。	
意見	
原子炉及び核燃料物質は、今や私達の生活には、なくては、ならないものとなってきている。したがって、核廃棄物に関しても適切な処置が望まれる。 このためには、R1・核廃棄物について、 ①技術的・制度的に安全の確保が図られること。 ②国民の不安をなくし、理解が得られること。 ③核廃棄物処分に係る透明性が確保されること。 ④核廃棄物の処分費用について、使用者又は受益者負担とすること ⑤国は、早急に法整備を実施すること。 以上のような、点を国まえて大至急検討してほしいと思います。 私は、このような内容を十分理解されて設立された、「R1・研究所等廃棄物事業推進準備会」に期待します。	

番号	No.120
概要	
多岐多様に渡る廃棄物の法令整備、処分方法をどう設定するか、具体的にに向けた詳細検討に期待します。またどの段階で分別するかが一般廃棄物と同様問題となると思います。	
意見	
R1廃棄物及び研究所等廃棄物は、出目、放射線量、化学的物理的性状が多岐に渡るようですので、処理処分の具現化に向けては、適合される基準をかなり分岐しなければならないのではないかと考えます。また、処分方法も、将来の技術革新も含めてまだ明確に決まっておらない印象を受けます。 基本的考え方に引き続き、具現化に向けた検討がなされていくものと思いますが、各廃棄物に対してどの法令を適合させ、どの処分方法を用いるのか、非常に複雑な問題となると思いますが、明解かつ理にかなった解決を期待します。 また、一般の廃棄物でも同様ですが、異なる種類の廃棄物をどの段階（発生源、処理場、処分場等）で分離するのか（あるいはしないのか）が、処理、処分方法を設定するに値り、機軸的問題となると思います。	

概要

R1廃棄物処分場についての意見

意見

放射性廃棄物の処分は、後世代に残さないのが、現世代の責務である。

このことは、国、その他の公文書で読み、頭にこびりつくほど聞いてきた。

R1廃棄物というものがあることを、今回初めて知った。そしてその廃棄物がまだ最終処分を出来ないということも驚きのた。

人間や環境に全く影響のないことが証明されていたなら、いっ所位出来ていてもよかったと思う。国民の理解が得られないから出来なかったと言うのかもしれないが、国民の信頼を得る言動をして来なかったのも、処分場などの出来なかった要因でもあるのだろう。言うことと、することの違う国（役人）を国民は信用出来ないのである。

せめて、この放射性廃棄物の安全な処分を責任をもって出来なく、高レベル放射性廃棄物の処分など論外であろう。もし、最終処分の確実と安全に自信があるなら、赤旗にその現状と必要性を説く議論と覚悟が要るのだ。たくさんの方の委員会をつくっても、何百回の議論を重ねても、先送りになることは目に見えている。これを打破するには、終始一貫した言動しかあるまい。こここのところがいまいだから国民は理解しがたいのだ。

国は国民と一体になった行政を行えば、必ず国民はノーとは言わないと思う。

これらの問題は、放置すればする程、余計な金もかかり、国民の損失となってゆくのだろう。国も将来のことばかりに目を向けずに、現在山積している問題（核廃棄物など）を解決することも大切だと思う。

くり返しになるけれど、R1廃棄物処分場は、万難を排して通ってもらいたい処分場である。それも出来ないようでは、将来安心して住めない国になるような気がする。

基本的な考えが国民と一致していれば、反対のための反対を除いて、国民の理解は得られると信じるのである。

私の率直な考えである。

概要

R1廃棄物の処理処分について基本的考え方、取組み姿勢について敬意を表し、速断をお願い申し上げます

意見

原子力発電所から発生する廃棄物については一般の人は大庭悪心が有り神経をトガらせているが研究所や病院等からの廃棄物は意外知らうとせず、原子力の利用や成果に注目し、その後については専門にしている傾向と感ぜられマスコミ関係もそのとおりと存じます。

R1廃棄物は現在日本アイソトープ協会が高野、地蔵又は東海処理で保管されてその量は莫大の量になっている。更にこれから発生量は年毎に増加の一途と考えられるところから国民の決意をこれに向け必要があり、依って処理処分を安全と安心の方向に速断することが重要ではないでしょうか。私もこの問題について以前に新聞紙上の大学病院病棟内に大学病院で使用したこの廃棄物が増設してあったとの記事を読みましたが驚きました。ではその後はどうしたかと心配はしていたが当局からの広報は見落してしまい、私も追調査や質問は怠って居ましたが今回の「R1研究所等廃棄物処理処分の基本的考え方について」案が公表され訪産されたこと喜んでいきます。

番号	No. 123
概要	
報告書[案]を読んで、日常生活で廃棄物のうちに思惑を受けていることに関心が湧き、認識を新たにした。私の取材体験「R1廃棄物処分場施設計画頓挫」の一件を再考する。	
意見	
(参考資料3-1)で医療体内検査「アイソトープを人体に投与して診断される例」が図示されているが、私は三種の項目でR1検査を受けた。体外検査、体内検査ともに今後も定期的に受診するようアドバイスされた。課題のR1・研究所等廃棄物発生(参考資料2)の図解を読みながら、かつて鹿児島県北薩地域の地方都市で、産廃業者による医療関係廃棄物の処分場計画をめぐるトラブルを想起した。 話は十数年前に遡る。処分場は山林を伐採しただけの埋め立て地状で山奥に位置する敷地。近くを小川が流れ、人家も散在しており、環境汚染が何よりも先にクローズアップされ、地方市議を巻き込んだ住民らの反対運動が展開された。業者との話し合いの件も、住民としては「聞き耳持たぬ」状態で、結果は業者の計画撤退で一段落した。 環境汚染の心配では、注射針などへのアレルギー反応から付着血液が処分場から地下や小川にしみ出て、飲料の水資源を汚すことになるという汚染防護面への不信が大きかった。報告書が指摘している通り、処分事業の実施が地域住民の健康や周辺の自然環境に対する影響を与えないよう必要な安全対策を講ずることは勿論だが、事前に十分な時間をかけて「住民の理解を得る努力」を怠った結果が、このケースの場合、反省材料として残ったのを今でも関係者は心に留めているだろうか。 これらの体験を踏まえて、報告書がいう「管理型処分場」の調査基調を踏まえた処分施設の設置が重要であると考え、また、国内各自治体がかかえるゴミ処理問題でも、二重の遮水シート等の設置、浸出処理施設の設置について品質管理に疑問を持たざるを得ない事象も起きており、監視の強化と関係自治体職員・業者への技術指導が適正になされるよう強く望みたい。そのためにも、治験型処理技術の積極的導入を期待する。	

番号	No. 124
概要	
これまでR1利用者が負担してきた積立金はR1廃棄物の処理処分使用されるべきであり、研究所等廃棄物のための費用と混同して今後の値上げとなることの無いよう望む。	
意見	
第4章3、「処理処分費用の確保」に記されているように、大学等のR1利用者は限られた研究費からR1廃棄物の集荷料金の中で処理処分費用を負担してきた。日本アイソトープ協会におけるこれら利用者負担金の積立金は、不十分であるかもしれないが、あくまでもR1廃棄物の処理処分の目的に使用されるべきである。処分費用が確保されていなく、しかも目的にR1廃棄物の取扱いにもなる研究所等廃棄物の処理処分の準備や研究のために、この積立金が流用されることがあってはならない。積立金の有効な使用によって、今後の安定したR1廃棄物の集荷と、集荷料金の据置き、あるいは値下げを要望したい。	

番号	No. 125
概要	
「クリアランスレベル」導入の実現が困難であれば減速に処置すべきではない。中間的な対応策を明確にし、利用者負担増となることが無いように要望したい。	
意見	
「クリアランスレベル」導入の実現なくして、これら極低レベル放射性廃棄物の適切な処理処分は困難であると思われる。早く広報活動を開始し徹底すべきであるが、「クリアランスレベル」の実施に国民の理解が得られない段階では、過激的な中間対応策を明確にすることが重要であり、ただズルズルと費用を支出して結局著しい利用者負担増につながることをのぞかないよう要望したい。	

番号	No. 126
概要	
意見	
私達の暮らしの中にも こんなに多くのR1が利用されている事をはじめて知りました。便利、快適に慣らされて 「良い生活」は益々エスカレートして行く先を思うと不要です。私達は望むと望まないに関らず無意識状態でR1を使用している訳です。この状況を国民のどれだけの人が理解しているのでしょうか 私自身は「知らない内に使わされた」と思っています。今後も廃棄物はR1を利用する限り発生します。 R1開発と廃棄物処分は一体で同時進行で研究されるべきで 原発にしても高レベル廃棄物処分方法が出遅れている現状を見ても肝心なことが後手にまわされ 廃棄物が出てから国民に「どうしたらいいのか」意見を求めるのは順序が違うんでは、・・・ 「R1利用はこの様な廃棄物が出ますが 使用しますか？使用しませんか？」一度でも国民に問われましたか「後世代に負担を移さない」と云々ながら50年先の廃棄物量まで計算している。 「これを発生させた現世代の責任」として便利さに傾かず 安全性に重点を置いた研究をすべきだと思います。「後世代に負担を移さない」最善の方法は「R1使用全面禁止」が現世代の責任です。それまでの移行漸定方法として企業責任に於いての処理処分が最善だと思います。その処理処分には安全確保の為に 処理処分施設を特定の場所に定める。又安全性を重る為に監視機関を置き定期的に 放射能温度確認のチェックや適性処分がされているか等管理体制をしっかりとる。 原発に於いても 先進国は全面禁止に向かって考慮されています。今日本は先進国と自負しながら その危険性を無視し 「後世代に負担を移さない」なんて立派なお題目を並べながらもどんどん原子炉の増設を予定 これは全国民が望んだ事ですか？私は反対ですから「発生させた責任」と云われたくありません。 潤ち足りた生活をし廃棄物を出すか、生活レベルをおとし厳しい暮らしに耐えるか。私は後者を選びます。	